

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

(製造業等立地支援事業)公募要領

(十一次公募)

【応募方法】

本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。

jGrants では、電子的に申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対する事務局からの通知等は、原則として当該申請システムで行います。
jGrants を利用するには、G ビズ ID の取得が必要です。

jGrants 操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

【受付期間】

令和3年3月29日（月）～令和3年6月30日（水）正午まで

※上記期間までに jGrants で申請を実施してください。

※G ビズ ID の取得には2～3週間を要する場合があるため、余裕を持って準備してください。

※本公募要領は、jGrants のホームページからダウンロードできます。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000003QYLKEA4> (jGrants へのリンク)

令和3年3月

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局

目 次

1. 事業の目的・補助対象事業者について	1
(1)事業の目的	1
(2)補助対象事業者	1
2. 補助率及び補助対象経費等について	5
(1)補助対象経費及び補助金交付上限額	5
(2)補助率	6
3. 事業実施期間について	6
4. 補助事業者の義務等	6
5. その他	7
6. 応募申請書類の提出について	7
(1)受付期間	7
(2)提出方法	8
(3)事前相談、問い合わせ先	8
(4)事務局のウェブサイト	8
(5)提出書類について	8
7. 採択の審査及び結果通知について	9
(1)採択時の主な審査内容	9
(2)採否の通知等	10
(3)公募のスケジュール	10
(4)その他	10
8. 事前着手の承認のための申請・承認の結果通知について	10
(1)受付期間	11
(2)提出方法	11
(3)事前相談、問い合わせ先	11
(4)事務局のウェブサイト	12
(5)提出書類について	12
(6)事前着手の承認の可否の通知等	12
 <申請様式>	
応募申請様式	13
事前着手のための承認申請様式	37
 本補助事業全体の流れ(概要)	
お問い合わせ先	41
42	
 <別紙>	
補助対象地域	43

1. 事業の目的・補助対象事業者について

(1) 事業の目的

東日本大震災により被害を受けた津波浸水地域（岩手県、宮城県）及び福島県（避難指示区域等※を除く。）の一部地域を対象に工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図ります。

※ 「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」にて対応いたします。

(2) 補助対象事業者

以下のⅠ及びⅡのいずれの要件も満たし、事業終了後の用地・建屋・設備等の管理・運営等に責任を持って実施することができる法人。

※ 震災復旧事業は補助対象外です。

I 補助要件

用 地 屋	建屋の新規取得（新增設、既存建屋購入）は必須とし、 建屋の取得を伴わない案件は補助対象外とする。 なお、新規立地による地域の産業復興の効果を高める観点から、岩手県、宮城県及び福島県の補助対象地域の用地の取得を推奨する。ただし、津波被害の復旧・復興状況及び原子力災害の影響など、各県の実情に応じて、用地の取得を伴わない投資計画も認めることとする。														
補 助 対 象 地	<p>【補助対象地域（県別）】 下記市町村のうち、別紙で定める地域。</p> <table border="1"><thead><tr><th>県名</th><th>地域区分番号</th><th>地域区分番号に対応する地域</th></tr></thead><tbody><tr><td>岩手県</td><td>②</td><td>洋野町、久慈市、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市</td></tr><tr><td>宮城県</td><td>②</td><td>気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区に限る）、名取市、岩沼市、亘理町、山元町</td></tr><tr><td rowspan="2">福島県</td><td>②</td><td>新地町、相馬市、いわき市</td></tr><tr><td>③</td><td>福島市、郡山市、白河市、喜多方市、二本松市、田村市、川俣町、会津美里町、西郷村、泉崎村、矢吹町</td></tr></tbody></table> <p>別紙で示す地域の詳細は、立地する県の企業立地担当課にお問い合わせください。（P. 42 「お問い合わせ先」）</p>	県名	地域区分番号	地域区分番号に対応する地域	岩手県	②	洋野町、久慈市、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市	宮城県	②	気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区に限る）、名取市、岩沼市、亘理町、山元町	福島県	②	新地町、相馬市、いわき市	③	福島市、郡山市、白河市、喜多方市、二本松市、田村市、川俣町、会津美里町、西郷村、泉崎村、矢吹町
県名	地域区分番号	地域区分番号に対応する地域													
岩手県	②	洋野町、久慈市、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市													
宮城県	②	気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区に限る）、名取市、岩沼市、亘理町、山元町													
福島県	②	新地町、相馬市、いわき市													
	③	福島市、郡山市、白河市、喜多方市、二本松市、田村市、川俣町、会津美里町、西郷村、泉崎村、矢吹町													

	<p>自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、工場若しくは店舗に併設されていないもの</p> <p>3 試験研究施設 日本標準産業分類に掲げる製造業を営む者が技術革新の進展に対応した高度な技術を工業製品の開発に利用するための試験又は研究を行う施設及び日本標準産業分類に掲げる自然科学研究所</p> <p>4 コールセンター、データセンターの用に供される施設 コールセンターについては日本標準産業分類に掲げるコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては日本標準産業分類に掲げる情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設</p> <p>5 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第6条に規定する認定復興推進計画（※）に基づく施設であり、立地する県の知事が特に認める施設であって、基金設置法人が認める施設 ※ 認定復興推進計画については、立地する県の企業立地担当課にお問い合わせください。（P. 42 「お問い合わせ先」）</p>																										
交 要 付 件	<p>補助金の交付要件は、下表の左欄に掲げる投下固定資産額（土地取得費を除くことができる。以下この表において同じ。）ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数とする。</p> <p>新規地元雇用者とは、補助事業者が、新規立地する工場等で勤務することを前提として補助金の交付決定日以降に採用した正社員のうち、補助事業完了時において、当該工場等が所在する県内に住所を有していることについて住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項の規定による住民票の写し又は同項に規定する住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）により確認され、かつ勤務する者をいう。</p> <p>なお、新規立地する当該工場等で勤務するため、県外から当該工場が所在する県内に住所を移転したことが住民票の写し等において確認された正社員としての転入雇用者を含むものとする。</p> <p>【交付要件】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産額（※）</th> <th>新規地元雇用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5千万円以上</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>5人以上</td> </tr> <tr> <td>10億円以上</td> <td>10人以上</td> </tr> <tr> <td>20億円以上</td> <td>20人以上</td> </tr> <tr> <td>30億円以上</td> <td>30人以上</td> </tr> <tr> <td>40億円以上</td> <td>40人以上</td> </tr> <tr> <td>50億円以上</td> <td>50人以上</td> </tr> <tr> <td>60億円以上</td> <td>60人以上</td> </tr> <tr> <td>70億円以上</td> <td>70人以上</td> </tr> <tr> <td>80億円以上</td> <td>80人以上</td> </tr> <tr> <td>90億円以上</td> <td>90人以上</td> </tr> <tr> <td>100億円以上</td> <td>100人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 投下固定資産額は、原則として本補助金の補助対象経費とします。</p>	投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数	5千万円以上	3人以上	1億円以上	5人以上	10億円以上	10人以上	20億円以上	20人以上	30億円以上	30人以上	40億円以上	40人以上	50億円以上	50人以上	60億円以上	60人以上	70億円以上	70人以上	80億円以上	80人以上	90億円以上	90人以上	100億円以上	100人以上
投下固定資産額（※）	新規地元雇用者数																										
5千万円以上	3人以上																										
1億円以上	5人以上																										
10億円以上	10人以上																										
20億円以上	20人以上																										
30億円以上	30人以上																										
40億円以上	40人以上																										
50億円以上	50人以上																										
60億円以上	60人以上																										
70億円以上	70人以上																										
80億円以上	80人以上																										
90億円以上	90人以上																										
100億円以上	100人以上																										

投 資 計	当該補助事業に係る投資計画について、平成25年1月29日（平成25年度予算案閣議決定日）より前に对外発表した事業でないこと。
-------------	--

II 以下の不支給要件のいずれにも該当しないこと

不支給要件

- 1 次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不適当であると事務局が認める場合。
- イ 偽りその他不正の手段によって、適正化法第2条第1項に規定する補助金等及び適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等並びに施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。
 - ロ 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。
 - ハ その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の处分に違反した場合（口に掲げる場合を除く。）。
- ニ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
- ホ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（ヘに掲げる場合を除く。）。
 - ヘ 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
 - ト 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
 - チ 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第19号に掲げる行為を行った場合。
 - リ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。
 - ヌ 前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告された場合。
- 2 次のいずれかに該当する事業者
- イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極

的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

(共同申請について)

申請に当たっては申請事業者単独での申請を原則としますが、申請事業者単独では事業が成立しない場合（下記例のような場合）には、複数企業での共同申請を認めます。

(例)

- ・設備投資機能、生産企画機能、生産機能、物流機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能又は物流機能を子会社に委譲している場合等）
- ・リース会社を利用する場合（下記参照）

なお、共同申請の場合には、申請書について、専用の様式がありますので、事務局にご確認ください。

(設備取得においてリース会社を利用する場合)

設備取得においてリース会社を利用する場合は、設置事業者とリース会社との共同申請とし、原則、リース会社は1企業について1社とします（注）。ただし、リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。また、契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上としてください。割賦契約はリースには含みません。なお、土地・建屋の取得においてリース会社を利用する場合は、本補助金の対象とはなりません。

（注） 幹事会社として設置事業者が代表となり補助金申請の手続等の一切の手続を行うこと、補助金返還義務は当該代表の社が負うこと、を条件に共同賃貸方式を認める場合があります。事前に事務局までご相談ください。

(共同申請の場合の補助率の考え方について)

以下6頁で定める補助率は、共同申請の場合は以下のように申請してください。

共同申請する企業の組合せ	申請する補助率
大企業と大企業の共同申請	大企業
中小企業と大企業の共同申請	大企業
中小企業と大企業のリース会社との共同申請	中小企業
中小企業と中小企業の共同申請	中小企業

(中小企業の判断およびみなしだ企業の定義について)

詳細はP. 21 ※2をご参照ください。

2. 補助率及び補助対象経費等について

(1) 補助対象経費及び補助金交付上限額

補助金の 名称	補助対象事業		
	補助対象経費の区分	内容	補助金交付上限額
津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金	(1) 土地取得費 (2) 土地造成費 (3) 建物取得費 (4) 設備費（※）	投下固定資産額（地方税法第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）及びこれと併せて実施する付帯工事費等とする。ただし、投下固定資産で当該事業の用に供するものとそれ以外のものとの区別しがたいときは、適切な比率をもって区分するものとする。 なお、割賦払いに係るもので所有権を移転するものについては、その全額を資産として含むものとする。	原則として30億円とする。 ただし、②の地域においては、第三者委員会の評価が特に高い案件については、50億円とする。

- ※ 補助対象経費は、当該事業を遂行するために真に必要かつ適切な経費とします。
- ※ 設備費とは、補助対象施設において新增設する設備機械装置の購入、据付けに必要な経費をいう。建物と切り離すことのできない付帯設備は原則として建物取得費に含める。
- ※ 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。
 - ・交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
 - ・申請事業者的人件費
 - ・既存建物、設備の撤去費・移設費
 - ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ・商品券等の金券
 - ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - ・自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
 - ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ・振込手数料、公租公課（消費税を含む。）、各種保険料
 - ・借入金などの支払い利息及び遅延損害金
 - ・共同申請者間の機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
 - ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（パソコン、プリンタなど）の購入費
 - ・原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - ・据付け又は固定して利用せず、他の場所でも使用可能な設備・器具・備品類
 - ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

なお、応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額どおりの交付決定額とはならない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 補助率

補助対象 地域	地域区分 番号	区分	補助率 (上限)	補助率 (下限)
津波浸水地域	②	岩手県、宮城県、福島県（新地町、相馬市、いわき市）	大企業	1／3
			中小企業	1／2
原子力災害被災地域	③	福島県のうち②を除く地域	大企業	1／4
			中小企業	1／3

（注）補助率は、審査により、上限補助率と下限補助率の範囲で決定されます。

審査結果によっては下限の補助率になることをご留意の上、事業規模等を十分に検討した事業計画を立ててください。

3. 事業実施期間について

本公募で採択された場合は、採択の日から1年以内に本補助金の交付申請を行っていただく必要があります。ただし、やむを得ない理由により申請できないと事務局が認める場合は、当該期限を猶予いたしますが、2024年3月末を限度といたします。交付決定後は、補助事業に係る土地・建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、2026年3月31日（火）までに、事業完了（申請書に記載された新規地元雇用者数が確保され、工事が完了し、経費が全て支払われた時点をいう。以下同じ。）してください。

なお、交付申請受付期間及び本事業実施期間は、本公募で採択される事業に適用されるものであり、本補助事業の過去公募において採択された事業には適用されません。

4. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくことになりますのでご留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、当該取得財産等については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の全部又は一部を返納していただくことになります。
- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後10年間保存しなければなりません。

- ⑦ 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る雇用の状況について、本事業の基金設置法人である一般社団法人地域デザインオフィス（以下「地域デザインオフィス」という。）に報告しなければなりません。ただし、地域デザインオフィスが必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができます。
- ⑧ 補助事業に関する調査への協力、その他事業成果を発表していただく場合があります。

5. その他

- ① 今回の申請により提出された補助金申請額（補助率を含む。）が交付決定額となるものではありません。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知します。
- ② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もございます。

また、特に必要と認められる場合、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。

- ③ 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、原則として対象となりません。
- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は認められませんのでご注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に事務局又は経済産業省担当課にご相談ください。

- ⑤ 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般的の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般的の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることがあります。
- ⑥ 補助事業者は、工場等の操業開始後10年以内に操業を休止し、又は廃止したとき（災害により操業が継続できなくなった場合又は企業経営の悪化等により倒産した場合等やむを得ないと認められる場合を除く。）は、事務局又は地域デザインオフィスに報告しなければなりません。また、事務局又は地域デザインオフィスは、上記の報告を受けたときは、補助事業者に対し補助金の全部又は一部の返還を求めることができます。
- ⑦ 本補助事業は、収益納付は求めないこととします。
- ⑧ 新規地元雇用要件達成のための会社都合による解雇や早期退職希望制度等の不当な行為は一切行ってはいけません。
- ⑨ 役員や補助事業者の関係者が保有する土地・建物を補助事業により取得することは、社会通念上認められません。

6. 応募申請書類の提出について

（1）受付期間

2021年3月29日（月）～2021年6月30日（水）正午まで【必着】

※ 上記期間に jGrants で申請を実施・完了してください。

(2) 提出方法

応募される方は、別紙申請様式を作成の上、上記期間に補助金申請システム「jGrants」にて、当該資料を提出してください。jGrants では、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する事務局からの通知等も、原則として当該申請システムで行います。jGrants を利用するには、G ビズ ID の取得が必要です。

jGrants 操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

※G ビズ ID の取得には 2 ~ 3 週間を要する場合があるため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください。

なお、設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）におかれましては、jGrants 使用時に必要な G ビズ ID の取得ができません。このため、代表申請者を決めていただき当該法人の法人番号等を用いて申請を行ってください。

提出先は、以下に記載の jGrants のホームページです。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）（十一次公募）

URL：<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000003QYLKEA4>

（注1）受付期間以降の提出（修正、差替、追加を含む。）は受け付けられません。

（注2）郵送、持参、FAX 及び電子メール等による提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して提出してください。

(3) 事前相談、問い合わせ先

申請書作成にあたってのお問い合わせについては、事務局で受け付けています。また、本事業は、新規地元雇用創出効果、地域経済における重要度、被災地への貢献度等を重視しており、立地する県及び市町村の理解と協力を得ることが重要であること、採択の審査は、立地する県の知事から提出される意見書を踏まえて行われることにかんがみ、立地する県への事前相談を行い、理解と協力を得ることを強くお勧めします。なお、事前相談は、経済産業局でも受け付けています。

事務局、経済産業局及び立地する県の本件に関する連絡先はP. 42「お問い合わせ先」のとおりです。事前相談を希望される場合には、お待たせしないよう事前に相談日等の電話での予約をお願いしています。締切直前は混み合うことが予想されるため、ご希望に添えない場合がありますのでご了承願います。

(4) 事務局のウェブサイト

本公募に関する情報は、事務局の下記ウェブサイトにも掲載しておりますが、公募要領や申請書様式等は、jGrants からダウンロードしてください。

<https://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/seizo11/02.html>（事務局）

(5) 提出書類について

- ① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。
- ② 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

- ③ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしません。

「提出書類一覧表」

提出 書類	書類名	様式
	□ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業の応募について	様式第1
	□ 補助事業概要説明書	様式第2
	□ 投資関係	別添1
	□ 事業の実現性	別添2
	□ 事業の将来性	別添3
	□ 雇用創出効果	別添4
	□ 地域経済における重要度	別添5
	□ 被災地への貢献度	別添6
	□ 補助事業の実施計画（様式第2の1）の添付書類	様式無し
	□ 様式第2の補足資料	様式無し
	□ 暴力団排除に関する誓約事項	様式第3
	□ 役員等一覧	別添

(注1) 共同申請の場合、様式第2「2～4」、別添1、補足資料については共同申請を構成する各社ごとに用意した上で、共同申請単位でとりまとめて提出してください。

(注2) 上記以外にも確認書類等がありますので、P. 33～34の「提出書類等チェックシート」を十分にご確認ください。

7. 採択の審査及び結果通知について

(1) 採択時の主な審査内容

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

① 基本的事項の審査（必須項目）

ア. 補助対象要件

補助事業の目的に合致しており、かつ「1.（2）補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか

イ. 補助事業者としての適格性（※1）

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤及び実績を有しているか

ウ. 補助事業の実施体制

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な実施体制や販路を有しているか

② 事業内容に関する審査（加点項目）

ア. 投資計画の熟度

企業立地に蓋然性が認められる事業となっているか

イ. 事業の将来性（※2）

将来性のある事業となっているか

ウ. 雇用創出効果（※2）

雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか

エ. 地域経済における重要度（※2）

地域経済の活性化や更なる産業集積に好影響をもたらす事業となっているか

オ. 被災地への貢献度（※2）

被災地における東日本大震災からの復興に効果をもたらす事業となっているか

③ 立地する県の知事の意見書

以上の審査に当たっては、立地する県の知事から提出される意見書を踏まえて行います。

- (注1) 基本的事項については必須項目のため、様式中（必須）と記載されている項目は全て記載してください。
- (注2) ※1の補助事業者としての適格性を説明するために、財務状況の確認に関する補足書類（様式第2 4. 補助事業者の概要を参照）をご提出いただくことを推奨します。採択の審査においては、経営基盤の健全性を重視しています。
- (注3) 事業内容に関する審査項目は、記載内容を審査し加点を行うための項目です。そのうち※2の項目については様式があります。なお、当該項目への記載は任意とします。

（2）採否の通知等

審査結果（採択又は不採択）の決定後、事務局から速やかに jGrants にて通知します。採択者は、補助金の交付などの執行に係る必要な手続きについても、jGrants で行っていただきます。

（3）公募のスケジュール

2021年3月29日（月）	受付開始
2021年6月30日（水）正午まで	十一次公募受付締切
2021年7月1日（木）～2021年9月中旬	採択審査
2021年9月中旬以降	採択先決定 ～交付申請（ <u>採択後1年が期限</u> ）
2021年10月下旬～	交付決定（※）

※ 交付決定後、事業開始（発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用）が可能となります。

（4）その他

本制度では、提出書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の詳細内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることができます。

また、公募の結果として、採択事業者名、事業実施場所、大企業／中小企業の別、事業内容等について公表します。さらに補助対象事業終了後、補助金交付額についても、原則公表する予定です。

8. 事前着手の承認のための申請・承認の結果通知について

本制度では、事業の開始（発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用）は、交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則、補助金の交付を行いません。

経済産業省では、東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域並びに原子力災害により甚大な被害を受けた地域に対し、緊急的に支援を講じることにより、震災からの早期復興を図っていきたいと考えております。このため、交付決定前に発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用等を行わないことにより、代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に応えられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になる、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生するなど、真にやむを得ないと判断される場合に、合理的根拠を有する工事等の期間内での事前着手の必要性について、本補助金の公募開始日（2021年3月29日）以降に事務局の承認を受けた場合には、その承認を受けた日以降、補助金交付決定日までの間に発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用等を行った事業に要する経費を、特例として対象とする場合もあります。

ただし、当該経費は補助対象経費として認められるものに限られます。

なお、交付決定前の事業の着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、承認前に着手した案件についてはいかなる理由があろうとも補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

(1) 受付期間

2021年3月29日（月）～2021年6月30日（水）正午まで【必着】

※ 上記期間に jGrants で申請を実施・完了してください。

(2) 提出方法

応募される方は、応募申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書類（注）を別添様式（P. 38～40）により作成の上、上記期間に補助金申請システム「jGrants」にて、当該資料を提出してください。（jGrants の利用方法等については、P. 8 をご参照ください。）

（注）事前着手の承認のための申請書類は、以下のとおり。

① 事前着手の申請様式（P. 38～40）

交付決定前に発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用等を行わないことにより、代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に応えられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生することの説明等

② 補助対象事業の今後の生産計画

③ 補助対象事業の工事等の計画

この承認のための申請書と、本補助金の申請書類を合わせて提出していただきます。申請書提出後の修正・追加提出等は認められませんので、ご注意ください。また、事前着手の申請は、応募申請時の手続きであって、応募受付期間外での申請はできません。

提出先は、以下に記載の jGrants のホームページです。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）（十一次公募）
URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000003QYLKEA4>

（注1）受付期間以降の提出（修正、差替、追加を含む。）は受け付けられません。

（注2）郵送、持参、FAX及び電子メール等による提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

（注3）「事前着手のための承認申請書」は、応募申請書類と合わせて提出してください。

(3) 事前相談、問い合わせ先

事前着手の承認のための申請を行う方は、事前着手の必要性等を事前に必ず事務局に相談ください。締切期限の直前は混み合うことが予想されるため、お早めにご相談ください。

なお、本補助金の交付を受けるための申請書類に関するお問い合わせは、事務局にご相談ください。事務局等については、P. 42 「お問い合わせ先」のとおりです。

(4) 事務局のウェブサイト

本公募に関する情報は、事務局の下記ウェブサイトにも掲載しておりますが、事前着手の申請様式等は、jGrants からダウンロードしてください。

<https://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/seizo11/02.html> (事務局)

(5) 提出書類について

- ① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。
- ② 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。
なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ③ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしません。

(6) 事前着手の承認の可否の通知等

事前着手の承認の可否の決定後、事務局から結果を速やかに通知します。

- (注1) 事前着手の承認が得られた場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。
- (注2) 事前着手の承認が得られなかった場合、交付決定日よりも前に発注、購入、契約・新規地元雇用者の採用等を実施したものの経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

応募申請様式

「必須」項目に記載がない場合は、審査の対象外として不採択となりますので、ご注意ください。なお、第三者委員会では「加点」項目も含めて総合的に審査を実施します。

- ※ 応募申請書様式第1、第2及び第3は、jGrants からダウンロードした「Excel ファイル」で作成していただき、申請する金額・人数等の数値や文言に様式内での不整合がないか確認した上で、ご提出ください。
なお、共同申請の場合は、専用の様式をご使用ください。

(様式第1) (必須)

令和 年 月 日

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

及び代表者の役職・氏名

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業の応募について

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業について、不支給要件に該当しないことを確認の上、下記のとおり応募します。

また、応募申請書の補足書類として、適正な「決算報告書」または「事業内容の概要を記載した書類」を提出します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助事業の目的及び内容

3. 補助事業の開始及び完了予定日

(開始予定日) 西暦●年●月●日

(完了予定日) 西暦●年●月●日

4. 補助事業に要する経費

円

5. 補助対象経費

円

6. 補助金交付申請額

(上限補助率の場合)

円

(下限補助率の場合)

円

7. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

経費の区分 経費の内訳	補助事業に 要する経費 ^(注1)	補助対象経費 ^(注2)	補助金交付申請額 ^(注3)	
			上限補助率の 場合 ^(注4)	下限補助率の 場合 ^(注4)
土地取得費	円	円	円	円
土地造成費	円	円	円	円
建物取得費	円	円	円	円
設備費	円	円	円	円
その他	円			
合計 ^(注5)	円	円	円	円

(注1) 当該事業を遂行するために必要な経費で、補助対象外となる経費も含む額を意味します。

(注2) 消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(注3) 「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額（1円未満は切捨て）をいいます。

(注4) 補助率は、地域区分及び大企業・中小企業の別から設定される上限および下限の率を適用してください。なお、補助率は審査により、上限補助率と下限補助率の範囲で決定されます。

(注5) 補助金交付申請額の合計は、補助対象経費に補助率を乗じて算出しているため、経費の内訳の合計と一致しない場合があります。

8. 同上の金額の算出基礎

$$(土地取得費) \text{ 補助対象経費} (\bullet\text{円}) \times \text{上限補助率} (\bullet/\bullet) = \text{補助金交付申請額}$$

$$\text{補助対象経費} (\bullet\text{円}) \times \text{下限補助率} (\bullet/\bullet) = \text{補助金交付申請額}$$

$$(土地造成費) \text{ 補助対象経費} (\bullet\text{円}) \times \text{上限補助率} (\bullet/\bullet) = \text{補助金交付申請額}$$

$$\text{補助対象経費} (\bullet\text{円}) \times \text{下限補助率} (\bullet/\bullet) = \text{補助金交付申請額}$$

$$(建物取得費) \text{ 補助対象経費} (\bullet\text{円}) \times \text{上限補助率} (\bullet/\bullet) = \text{補助金交付申請額}$$

$$\text{補助対象経費} (\bullet\text{円}) \times \text{下限補助率} (\bullet/\bullet) = \text{補助金交付申請額}$$

$$(設備費) \text{ 補助対象経費} (\bullet\text{円}) \times \text{上限補助率} (\bullet/\bullet) = \text{補助金交付申請額}$$

$$\text{補助対象経費} (\bullet\text{円}) \times \text{下限補助率} (\bullet/\bullet) = \text{補助金交付申請額}$$

(様式第2) (必須)

住 所
氏 名 (法人の名称及びその代表者の役職・氏名)

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画 * 様式第1の詳細を記載のこと

(1) 補助事業の目的及び内容

(イ) 目的及び工場等立地計画の内容

(ロ) 投資予定の施設の概要

施設の名称			
施設の所在地（住所）	県 市 町●番●号		
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
緑地面積	m ²	敷地の緑化率	%
用地取得年月日 (取得済みの場合)	西暦 年 月 日		
主要製品名等			
業種分類（中分類）	中分類番号	業	
業種分類（小分類）	小分類番号	業	

(ハ) 事業実施部分の土地・建物の所有関係

	補助事業実施前	補助事業実施後
土地の所有権者		
建物の所有権者		

* 他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること

(2) 補助事業の実施期間

- (イ) 土地取得（予定） 西暦●年●月●日
(ロ) 造成工事着工（予定） 西暦●年●月●日
(ハ) 建物工事着工・取得（予定） 西暦●年●月●日
(ニ) 設備設置開始（予定） 西暦●年●月●日
(ホ) 操業開始（予定） 西暦●年●月●日

* 本補助事業で「土地取得」を行わない場合、「造成工事」を行わない場合は、記載なしのままでよい

(3) 雇用の状況及び雇用計画（補助事業を行う事業部門）

	補助金申請時	増加予定従業員数	補助事業完了予定時
従業員数	人	人	人
うち正規雇用者数	人	人	人
うち新規地元 雇用者数（注1）		人	人
うちその他雇用者 数（注2）	人	人	人

(注1) 共同申請の場合は、新規地元雇用者の増加予定従業員数の申請者別内訳を明示すること。

(注2) 短期間パート、派遣職員、委託職員、再雇用者等について記載のこと。

(4) 添付書類

(イ) 上記(1)～(3)の根拠となる資料

・別添1（投資関係）

以下を基本として図面等を別添6以降に分かりやすく添付すること。

（公募要領33～34頁の＜提出書類等チェックシート＞を必ず確認すること）

（付近見取図・現地説明図）

- 補助事業の実施場所の付近見取図

（用地図面・配置図・設計図）

- 取得する土地の図面
- 工場等の配置図
- 工場等の設計図
- 設備の配置図

（その他）

- 別添1に記載した金額の算出根拠資料（見積等）
- 上記を補足説明できる資料

（口）その他説明資料（別添2～6）

2. 補助事業の収支予算（共同申請の場合は事業者ごとの予算記入）

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額	
	上限補助率の場合	下限補助率の場合
自 己 資 金		
起 債 又 は 借 入 金 (注 1)		
そ の 他		
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金		
上 記 以 外 の 補 助 金		
合 計 (注 2)		

(注 1) 当該起債又は借入に関する資金計画（資金調達先、返済計画等）について分かる資料（親会社や出資企業等がある場合はその会社の財務資料など）を添付すること。また、補助事業で取得した財産に抵当権（但し交付決定後に限る。また根抵当は認められない。）を設定する予定の場合は、以下にその旨を記載すること。

(注 2) 上限補助率の場合の合計と下限補助率の場合の合計を一致させること。

【上記の補足説明】

【資金計画に関する詳細説明】(補助事業の実現に必要な資金計画の熟度を評価しますので、該当する項目に○を付け、詳細にご説明ください。また、参考となる資料として、補足書類「金融機関の同意または内諾を示す資料」や「起債又は借入れに関する資金計画」について添付のこと。ただし、資金計画は上限補助率の場合を前提とすること。なお、補助率は審査により、上限補助率と下限補助率の範囲で決定されます。)

選択肢（複数回答可）	左記の詳細説明（相談先の固有名詞や種別（商工会、商工会議所、金融機関、税理士、民間コンサルティング会社等）を記載してください。枠は適宜広げてください。）
資金調達先の検討までは至っていない	
具体的な資金調達先の検討済	検討先の名称、担当部署、担当者名() 説明
金融機関・税理士・認定経営革新等支援機関（注）等の専門家へ相談済	相談先の名称、担当部署、担当者名() 説明
金融機関から起債又は借入金の内諾済	内諾先の名称、担当部署、担当者名() 説明
補助金以外は全額自己資金で対応予定	

(注) 認定経営革新等支援機関認定制度の概要

本認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、認定経営革新等支援機関として認定することにより、中小

企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。

詳細は以下の HP 等をご覧下さい。

関連 HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

(2) 支出

(単位 : 円)

補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分			
		補助事業者の負担額		補助金交付申請額	
		上限補助率 の場合	下限補助率 の場合	上限補助率 の場合	下限補助率 の場合
土地取得費					
土地造成費					
建物取得費					
設備費					
その他					
合 計					

3. 実施体制図

(記述内容)

本事業を円滑に遂行するための実施体制が十分かどうかについてご説明ください。

- ・実施体制図には、担当者の氏名・役職・役割分担等を記載する。
- ・操業以降の実施体制ではなく、本補助事業の実施体制を記載すること。
- ・役割には、例えば“全体管理”“建物関係”“設備関係”“採用関係”などを明記すること
- ・共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載のこと
また、「共同事業の構造、各事業者の役割」を体制図内か本様式内に1頁で説明すること

・業務実施体制

※以下の項目を含めて実施体制図を示して具体的に記述する。

- ・氏名
- ・役職
- ・本事業における役職名
- ・本事業における役割 等

メンバー
氏名
役職
役割

リーダー
氏名
役職
役割

サブリーダー
氏名
役職
役割

メンバー
氏名
役職
役割

メンバー
氏名
役職
役割

4. 補助事業者の概要

会社概要

※各項目について直近決算年度末の数値を申請企業の単体ベースで記入すること。

※共同申請の場合には、以下の表をコピーし、共同申請を構成する全ての事業者ごとに記載のこと。

※応募者の概要がわかるもの（パンフレット等）、決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出）（直近3年分）及びリース契約書（案）、リース料金計算書（案）（リースの場合）も添付すること。

※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のAからDの何れかの提出を推奨する。

A 公認会計士の監査報告書

B 日本税理士会連合会「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」ないし、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」

C 税理士法33条の2に規定する添付書面

D 会社法の規定に基づく会計参与報告書

事前着手申請の有無	<input type="radio"/> or <input checked="" type="checkbox"/>				
共同申請の有無	<input type="radio"/> or <input checked="" type="checkbox"/>				
社名	(法人番号(13桁) (※1))				
代表者役職・氏名					
連絡先	Tel: Fax: E-mail:				
本社所在地	〒				
立地する県内の主な事業所	○○支社 (○○県○○市)、 □○工場 (○○県○○市) 等				
立地する県外の主な事業所	○○支社 (○○県○○市)、 □○工場 (○○県○○市) 等				
設立年月日	西暦 年 月 日	決算月		中小企業 (※2) (中小企業の場合は○)	<input type="radio"/> or <input checked="" type="checkbox"/>
資本金	千円	従業員数	人		
事業内容					
経営の状況	西暦●年度の 決算額		西暦●年度の 決算額		西暦●年度 決算額(最新)
売上高	千円		千円		千円
営業利益	千円		千円		千円
経常利益	千円		千円		千円
当期純利益	千円		千円		千円
純資産					千円

主な出資者 (出資比率)	○○○(株) (60%) (株)△□○ (30%) (株)□○○ (1%)	【×】 【○】(中小企業、個人の場合は○) 【×】
B C P 作成の 有無		○or ×

※1 法人番号は国税庁のホームページにて検索可能 (<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

※2 中小企業の判断については、以下の通り業種ごとに資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足する企業及び個人を指すものとする。

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下

ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は、資本金 3 億円以下または従業員 900 人以下、旅館業は、資本金 5 千万円以下または従業員 200 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下。

ただし、以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の 2 分の 1 以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・ 役員の総数の 2 分の 1 以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

現行の工場等の状況

※増設又は既に県内に工場等がある場合に記載すること。複数ある場合は枠内に行を分けて、①②などと記載すること。

工場等の名称			
工場等の所在地（住所）	県　市　町　　番地		
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
緑地面積	m ²	敷地の緑化率	%
用地取得年月日	(西暦)　　年　　月　　日		
主要製品名			
雇用状況	県内事業所全体	人	
	補助対象事業部門（県内）	人	
業種分類（中・小分類）	業（分類番号　中分類　　小分類　　）		

5. 補助要件確認

担当者 役職・氏名			
担当者（申請者のみ） 連絡先	Tel : _____ Fax : _____ E-mail : _____ 事務所所在地 : 〒 _____		
事業実施場所 (県・市町村・住所)	県	市町村	(市町村以降住所を記載)
立地する県への事前相談の 有無	○ or ×		
補助対象地域区分	該当地域に○	対象施設区分（当てはまるものに全て○）	
		: ②	1 工場 2 物流施設 3 試験研究施設 4 コールセンター、データセンターの用に供される施設 5 立地する県の知事が特に認める施設であって、基金設置法人が認める施設
補助率（上限値）	●／●		中小企業 or 大企業
補助率（下限値）	●／●		
交付要件（雇用要件）	投下固定資産額（1千万円未満切捨）		新規地元雇用者数（※1） 人
	補助対象経費 合計	土地取得費を除く 補助対象経費	
	億円	億円	
投資計画	投資計画を平成25年1月29日より前に 1. 対外発表している（発表時期：平成 年 月 日） 2. 対外発表していない（1、2のいずれかに○をつける）		
補助事業の復興推進計画 との整合性（※2）	整合性の有無 (有:○ 無:×)	計画名 : _____ 策定者 : _____	
	○ or ×	整合箇所 : _____ 整合内容 : _____	
国（特殊法人等を含む。） が助成する他の制度との 併願・併用状況	併願・併用の有無 (有:○ 無:×)	助成者 : _____ 制度名 : _____	
	○ or ×	助成内容（※3）: _____	
補助事業の内容	用地の取得 (新規取得は○)		建屋の取得（※4） (取得は○)
	○ or ×		○ or ×
	（×の場合、内容を 記載のこと）		（×の場合、内容を 記載のこと）

※1 様式第2 1. (3) の增加予定従業員数を記載のこと

※2 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第6条に規定する認定復興推進計画

※3 補助対象、補助率等を記載のこと

※4 建屋の新規取得（新增設、既存建屋購入）が補助要件

(別添 1)

投資関係（必須）

1. 投資計画（共同申請の場合は事業者ごとに記入）

(1) 年次計画

(単位：千円)

	西暦年 (1年次)	西暦年 (2年次)	西暦年 (3年次)	西暦年 (4年次)	西暦年 (5年次)	計
【補助対象分】						
土地取得費						
土地造成費						
建物取得費						
設備費						
小計						
【補助対象外分】						
土地取得費						
土地造成費						
建物取得費						
設備費						
その他						
小計						
合計						

(2) 投資内訳

投資内容	単価 (円)	数量 (単位)	金額 (円)	備考 (内訳金額の算出根拠資料を添付している場合は資料番号及び本表記載金額が説明されている頁数を明記)
【補助対象分】				
土地取得費				
				積算根拠①(pXX)
小計				
土地造成費				
				積算根拠②(pXX)
小計				
建物取得費				
例) 第一工場（建 物番号 A）				見積③(pXX)
例) 事務所棟（建 物番号 B）				見積④(pXX)
小計				

設備費				
例) ○○工作機 (設備番号C)				見積⑤(pXX)
例) △△天上クレーン (設備番号D)				見積⑥(pXX)
小計				
合 計 (a)				
【補助対象外分】				
土地取得費				
小計				
土地造成費				
小計				
建物取得費				
小計				
設備費				
小計				
その他				
小計				
合 計 (b)				
総計 (a + b)				

※記載例のとおり費目毎に書くこと

※適宜、行は追加すること

(3) 工場立地等手続の迅速化関係

工場立地等手続に関して、自治体の協力が得られる見込みとなっているか

- * 工場立地等手続のワンストップサービス化など工場立地等手続の迅速化が図られている具体的な内容、市街化調整区域など立地用途上の障害要因が有る場合はその具体的な状況説明と対応方法や解消見込み時期等に関して記載
-
-
-
-
-
-
-
-

事業の実現性（必須）

1. 新規地元雇用を確保するための方法

- * ターゲットや募集職種、求人方法などを具体的に記載のこと。必要に応じて、想定している人材の具体的な内容（例：本社補助事業担当部署における管理職クラス等）、募集方法（例：社内異動、中途採用、新卒採用、求人広告、ハローワーク）、人材確保に関するスケジュール等、具体的な人材確保の計画を示す資料を添付すること。

2. 類似事業の実績又は現況及び今回事業への応用可能性

- * 必要に応じて、事業の実現性を補足する資料（事業計画の基礎となる根拠資料や、新規設立会社である場合は前身となる会社等がある場合はその会社等や出資企業との関係・提携内容及び類似事業実績等）を添付すること。

記載例：申請者××は、〇〇市において、本事業と同じく△△事業を展開中。申請書〇頁記載の体制図の通り、今回事業にノウハウを有する企業・人材が参画する（添付資料〇〇参照）。

3. 本補助対象施設における具体的な受注見込み及び根拠

- * 根拠となる資料として、受注見込みが分かる取引先との打合せ議事録や取引先からの要望書等があれば添付すること（機密情報の黒消しは可）。

記載例：主要取引先〇〇から、20△△年度に□□円の製品XX台受注を想定。利益YY円。

事業の将来性（加点）

1. 成長性

* 新たな需要の創出、売上や利益の増加など、将来性のある事業内容を具体的に記載のこと。

雇用創出効果（加点）

生産計画と雇用効果の推移

	西暦 年度 (※)	西暦 年度	西暦 年度	西暦 年度	西暦 年度	累計
生産（計画） (百万円)						
補助事業を行う事業部門の申請時における雇用数(a) (人)						—
補助事業を行う事業部門の雇用数(b) (人)						
	うち正規雇用数 (人)					
	うち新規地元雇用数 (人)					
	うちその他雇用数 (人)					
補助事業を行う事業部門における補助事業による雇用増加累計値(c) (人・年) (c) = (b) - (a) + 前年度(c)						—
雇用創出効果(d) (人・年/億円) (d) = (c) ÷ 補助対象経費						—
各年度の雇用創出効果(e) (人・年/億円) (e) = (d) - 前年度(d)						—

※補助事業完了年度（但し、補助事業を行う事業部門の雇用数(b)は、補助事業完了時の人数とします。）

また、本表における年度は、補助事業者の会計年度の始まりの月の年とします。

地域経済における重要度（加点）

1. 地域経済への波及効果

- * 本事業実施による産業集積の効果など、地域経済及び地域産業への波及効果を具体的に記載のこと。

例：進出しようとする地域の企業と協力関係、今後の協力関係構築等を踏まえた効果

- * 地域の計画的な産業集積施策など、県等公的団体が推進する地域活性化施策のうち、企業立地促進との関連がある事業との関連性を具体的に記載のこと。

例：県等公的団体が造成する工業団地への進出

2. 地元への定着力や地域経済の担い手としての役割の向上

- * 本事業を実施することによる地元への定着力向上について、具体的に記載すること。

例：新たな用地の取得による企業活動の継続、新たなマザー工場の建設等が定着力向上に果たす具体的な効果

- * 本事業実施後の地域経済の担い手としての役割の向上について、具体的に記載すること。

例：生産ラインの強化による地域特性を生かした付加価値の創出、高度なエンジニアの集積、地元取引先との一体化によるサプライチェーンの強化等及び、それが担い手としての役割向上に果たす具体的な効果

被災地への貢献度（加点）

1. 県・市町村が策定した復興計画、企業誘致計画等との関連性の有無

* 関連がある場合には、関連する施策名及び施策と本事業との関係を記載し、施策中の該当箇所の記述を添付のこと

2. その他（国の地域振興計画及び地域活性化事業との関連性の有無）

* 関連がある場合には、関連する施策名及び施策と本事業との関係を記載し、施策中の該当箇所の記述を添付のこと

(様式第3) (必須)

令和 年 月 日

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

及び代表者の役職・氏名

(共同申請の場合は、上記項目を申請者ごとに記載)

暴力団排除に関する誓約事項

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業の応募に当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所

- 口 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

役員等一覽

※生年月日は和暦で記載してください。

※この情報は、公募要領1.（2）Ⅱ不支給要件の確認のため必要となります。個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

*共同申請による場合、各者（企業等）全ての役員全員を記載してください。

※役員や補助事業者の関係者が保有する土地・建物を本補助事業により取得することは、社会通念上認められません。

※本様式の提出をもって、様式第3別紙「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局「個人情報の取扱いについて」に対し、申請者及び本一覧に記載された役員等全員の同意があったものとみなします。

<提出書類等チェックシート>

申請者名 : _____

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうか等についてチェックを入れ、同封してください。

	提出書類	確認欄 (レ or ■記入)	
		提出 確認	非該当
① 申請書	様式第1 [必須]	<input type="checkbox"/>	/\
	様式第2 [必須]	<input type="checkbox"/>	/\
	別添1（投資関係）[必須]	<input type="checkbox"/>	/\
	別添2（事業の実現性）[必須]	<input type="checkbox"/>	/\
	別添3（事業の将来性）[加点]	<input type="checkbox"/>	/\
	別添4（雇用創出効果）[加点]	<input type="checkbox"/>	/\
	別添5（地域経済における重要度）[加点]	<input type="checkbox"/>	/\
	別添6（被災地への貢献度）[加点]	<input type="checkbox"/>	/\
	様式第3 [必須]	<input type="checkbox"/>	/\
② 実施計画の 事業	別添（役員等一覧）[必須]	<input type="checkbox"/>	/\
	【様式第2 1 (4) (イ) 添付書類】付近見取図、土地の図面[必須]	<input type="checkbox"/>	/\
	【様式第2 1 (4) (イ) 添付書類】工場の設計図、設備の配置図等[必須]	<input type="checkbox"/>	/\
③ 様式第2の 補足資料	【様式第2 1 (4) (イ) 添付書類】経費算出根拠[必須]	<input type="checkbox"/>	□
	金融機関の同意または内諾を示す資料（該当する場合）	<input type="checkbox"/>	□
	起債又は借入に関する資金計画（起債又は借入がある場合）	<input type="checkbox"/>	□
	リース契約書（案）、リース料金計算書（案）等（リースの場合）	<input type="checkbox"/>	□
	法人税税務申告書別表1「申告書」（事業者印、税務署受領印、税理士印付き（*1）） (3期分写し) 〔電子申請の場合〕 別表1のハードコピー（税理士印付き（*1））（3期分写し）と税務署が受信した というメールのハードコピー （*1）税務申告を税理士に委任していない場合は不要	<input type="checkbox"/>	□
	法人税税務申告書別表4「所得の金額に関する明細書」（3期分写し）	<input type="checkbox"/>	□
	直近3年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書） (申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出) ※決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類 ※設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある 場合は、その企業の決算報告書を提出 ※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のAからDのいずれかの 提出を推奨 A 公認会計士の監査報告書 B 日本税理士会連合会「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」ないし、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」 C 税理士法33条の2に規定する添付書面 D 会社法の規定に基づく会計参与報告書	<input type="checkbox"/>	□
	共同申請者の履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>	□
	定款	<input type="checkbox"/>	/\
④ 着手 事前	出資者及び役員の一覧が記載されている書類	<input type="checkbox"/>	/\
	応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）	<input type="checkbox"/>	/\
	事前着手のための承認申請書（事前着手を希望する場合）	<input type="checkbox"/>	□

⑤ 提出書類の確認	電子データのファイル種類、ファイル名付与ルール等が、<提出書類のとりまとめ方法>の通りになされていることを確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済
	以下の【送付の際の留意点】を再度確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済

※ 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

【提出の際の留意点】

- ※ 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- ※ 提出書類の返却はいたしませんので、必ず、原本の控えを保持してください。
- ※ 申請書の作成にあたっては、金額・人数等の数値や名称に申請書内での不整合がないか確認してください。

＜提出書類のとりまとめ方法＞【重要】

●補助金申請システム「jGrants」への書類提出方法

※詳細な jGrants 上での提出方法については、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（製造業等立地支援事業）（十一次公募）電子申請マニュアル」をご参照ください。

（1）申請フォームへの入力について

jGrants 上の申請フォームでは、以下の通り各フォームへの記入・提出を行ってください。

○事業者基本情報

基本的には事業者情報が自動入力されていますが、空欄があれば記入してください。

○事業者の概要

中小企業の定義（公募要領 P. 2 1 ※2）をご確認の上、事業規模を選択してください。

○事業基本情報

事業の名称やスケジュール等の入力が必須となっているため、様式第 1 および様式第 2 の内容に沿って記入してください。

○申請様式アップロード

当フォームでの申請書の様式提出は、それぞれ該当する項目に、所定のファイル形式、ファイル名にて提出してください。（詳しくは、以下「（2）提出書類のとりまとめ方法について」をご参照ください。）

（2）提出書類のとりまとめ方法について

下表の通り、提出ファイル名を指定のものへと変更の上、該当する申請フォームへと提出してください。

申請フォーム名	提出ファイル名 ファイル名は、 <u>「事業者名（略称可）」資料名</u> としてください	提出書類及び注意点	ファイル形式
①様式第 1・第 2・別添 1～6 (PDF)	1_「株○×」応募様式.pdf	様式第 1・2 と別添 1～6 を 1 つの PDF で提出してください。 (PDF ファイルは Excel 内のシートを 1 つの PDF にまとめたものとしてください。)	PDF
①' 様式第 1・第 2・別添 1～6 (Excel)	1_「株○×」応募様式.xls	様式第 1・2 と別添 1～6 を Excel 形式で提出してください。	Excel
②事前着手のための承認申請書	2_「株○×」事前着手のための承認申請書.doc	※該当する場合のみ 事前着手を希望する場合は、事前着手のための承認申請書 (Word ファイル) を提出してください。	Word
③様式第 2_1 (4) (イ) の添付書類一式	3_「株○×」添付書類.pdf	様式第 2_1 (4) (イ) の添付書類（付近見取図・現地説明図、配置図、設計図、見積、その他補足説明資料等）を提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1 つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
④別添の添付資料等一式	4_「株○×」別添添付書類.pdf	別添 1～6 において、添付／補足説明資料（提出必須の場合あり）を提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1 つの PDF ファイルにまとめた上で、 <u>どの書類がどの別添に対応したものかをファイル内に明記の上</u> 、ご提出ください。	PDF

※次ページに続く

※前ページ続き

申請フォーム名	提出ファイル名 ファイル名は、 <u>「事業者名（略称可）」資料名</u> としてください	提出書類及び注意点	ファイル形式
⑤資金計画関連資料	5_「(株)〇×」起債または借入に関する資金計画.pdf	※該当する場合のみ 起債又は借入等がある場合には、金融機関の同意又は内諾を示す資料及び、起債又は借り入れに関する資金計画を提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
⑥リース関連資料	6_「(株)〇×」リース関係書類（案）.pdf	※該当する場合のみ リース契約を行う場合、リース契約書（案）、リース料金計算書（案）等を提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
⑦税務申告、決算報告関連資料	7_「(株)〇×」税務申告書関係及び決算報告書.pdf	法人税税務申告書別表1「申告書」（事業者印、税務署受領印、税理士印付き）及び、別表4「所得の金額に関する明細書」の3期分の写しと、直近3年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書および製造原価報告書）を提出してください。また、経営基盤の健全性に関する補足書類等があれば、併せて提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
⑧応募者等概要資料	8_「(株)〇×」応募者等概要.pdf	応募者の概要が分かる資料や、出資者及び役員の一覧が記載されている書類、定款などを提出してください。また、共同申請を行う際には、共同申請者の履歴事項全部証明書も併せて提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
⑨様式第3・別添	9_「(株)〇×」暴力団排除に関する誓約事項.xls	様式第3（別添の役員等一覧を含む）（Excel ファイル）を提出してください。	Excel

※jGrants 上の提出欄にて、それぞれの項目番号に対応した内容のファイルを提出してください。

※jGrants 上では、**16MB を超える容量のファイルを提出いただくことはできません**。そのため、提出するデータのファイル容量が 16MB を超過することができないようにしてください。

事前着手のための承認申請様式

※本申請により、交付決定前の事業の着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、承認前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。

※本来、事業着手の時期は、交付決定日以降が大原則であることから、事前着手に係る審査は厳格に行い、事前着手の必要性が不十分と判断した場合には、事前着手は一切認められませんので、ご承知願います。

※事前着手のための承認申請書の提出を検討される場合は、確認事項がありますので、あらかじめ事務局までご連絡ください。

※事前着手の理由が不十分と判断される場合は、申請の取下げをお願いすることになります。

(事前着手承認申請様式)

令和 年 月 日

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

及び代表者の役職・氏名

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業について、以下のとおり早期に着工する必要があるため、事前着手の承認を求めます。

1. 交付決定前に発注・購入・契約・新規地元雇用者の採用等を行わなければ企業立地の機会が失われる、多大な損失が発生する等、交付決定前の着工について、真にやむを得ないと判断される理由についての説明

(1) 事前着手承認の申請理由（取引先との関係、自社要因、製品完成までの期間等）

以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。（次ページ2.に詳細を記入）

- | | |
|-----------|--------------|
| ・取引先からの要請 | [] 増産 |
| | [] 納期短縮 |
| | [] コストダウン |
| | [] 変種変量生産 |
| ・その他 | [] (具体的 :) |

(2) 工事等にかかる期間の説明（次ページ2.に詳細を記入）

約()年()か月

(3) 事業の着手が遅れた場合に生じ得る影響（次ページ2.に詳細を記入）

以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。

- | |
|------------------------------|
| [] 予定している用地取得が困難になる |
| [] 取引先が本件については他社との契約に切り替える |
| [] 信用力が低下して契約が取れなくなる |
| [] 取引先をそもそも喪失する |
| [] 新商品投入が遅れて新市場のシェア獲得が困難になる |
| [] 震災復興計画や防災計画等へ悪影響を与える |
| [] その他(具体的に :) |

という状況が生じるため、()億円程度（予想年間売上高比率約()%程度）の多大な損失が発生しうる。

※次ページに2. が続きますので、上記の内容についての詳細を記入下さい。

2. 上記について、詳細な説明を書いてください。チェックした選択肢ごとに、客観的・定量的に説明をしてください。

(1) 事前着手承認の申請理由（取引先との関係、自社要因、製品完成までの期間等）

(2) 工事等にかかる期間の説明（最低限必要な期間の合理的な根拠等）

(3) 事業の着手が遅れた場合に生じ得る影響

(注1) 本様式は、応募申請書と一緒に提出する必要があります。

(注2) 説明資料として、生産計画、工事等の計画等が必要です。

(注3) 2. の説明では、必要な工期、完工後、設備等の稼働開始、製品の完成・納入までに必要な期間について、合理的な根拠を必ず説明してください。

(注4) 2. の説明では、損失が多大であることについて、合理的な根拠を必ず説明してください。

(注5) 上記の説明にあたり、必要な根拠資料は必ず添付して下さい。

※根拠資料例（取引先からの要請がある場合）

⇒取引先の対外発表資料、新聞記事、取引先からの要請資料、打ち合わせ資料等

(注6) 記載にあたりページが増えても問題ありません。

(生産計画の例) ※交付決定前に着手する必要があることの根拠が明確であること。

	●月	●月	●月	●月	●月	●月	...
○○型△△	投資着手 (発注)	用地取得、建屋新設、設備設置 (▲ヶ月間必要)		5個	完工	5個	...

※用地取得、建屋新設、設備設置には、～のため、最低でも▲ヶ月間必要。

●●社(納入先から○○型△△を10個納入するよう要請あり。)

(工事計画の例) ※交付決定前に着手する必要があることが分かることが必要です。

平成26年(2014年)			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
表面調査	基本図 打合せ	10月	11月	12月						
	詳細図				→					
	申請図			→						
調査官手続き	工場立地法				→	工事着工の30日前までに				
	土壤汚染対策法				→	形質の変更着手の30日前までに				
	建築確認				提出	許可				
工事	改修工事				解体	→				
	工場新築				2/18着工	→				7/18引渡
その他	契約調査			土地売買契約12/24	土地回復					
	その他			工事請負契約12/24		2/10納期				8/1搬入
12/24交付決定希望										
機械搬入・試運転										
(＊新規生産ライン) (＊新規専用ライン)										

契約、着工、完工、操業の時期がわかるような工程表とすること

操業開始までのスケジュールを、事前着手の必要性がわかるように作成すること

本補助事業全体の流れ（概要）



* 上記は現時点での想定される本事業の流れであり、変更の可能性があります。

お問い合わせ先

内容と問い合わせ先の対応表

問い合わせ内容	問い合わせ先
・本事業の趣旨について	・経済産業省、各経済産業局 または基金設置法人
・応募申請にかかる事前相談について	・各県（または経済産業局）
・補助対象地域の詳細、復興計画・企業誘致計画等について	・各県
・説明会について	・事務局
・補助対象経費について	
・応募申請書の全般的な記載方法について	
・その他本事業全般について	

連絡先

経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課 TEL: 03-3501-1677 FAX: 03-3501-6270 HP: http://www.meti.go.jp
東北 経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 【2021年3月31日まで】 東北経済産業局 地域経済部 東日本大震災復興推進室 TEL: 022-221-4813 FAX: 022-265-2349 【2021年4月1日以降】 東北経済産業局 産業部 東日本大震災復興推進室 TEL: 022-221-4813 FAX: 022-215-9463
基金設置法人	〒101-0051 一般社団法人地域デザインオフィス 東京都千代田区神田神保町2-13 神保町MFビル3階01号室 TEL: 03-5212-4553 FAX: 03-5212-4554
岩手県	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県ものづくり自動車産業振興室（企業立地推進担当） TEL: 019-629-5562 FAX: 019-629-5569
宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県産業立地推進課 TEL: 022-211-2732 FAX: 022-211-2739
福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県企業立地課 TEL: 024-521-8523 FAX: 024-521-7935
事務局	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階 みずほ情報総研（株）（令和3年4月1日にみずほリサーチ＆テクノロジーズ（株） へ社名変更） 社会政策コンサルティング部 （「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局」担当） TEL: 03-6826-8611 FAX: 03-6826-5060 ※電話受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~17:00（土日祝日を除く） E-mail: tsunami-ritti@mizuho-ir.co.jp HP: https://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/seizo11/index.html (事務局へのお問い合わせは電話、FAX、メールのみの受け付けとなります。)

別紙 補助対象地域

本公司の補助対象地域は、令和2年2月末時点において、下記の地番により特定される地域とする。(令和2年2月末時点で既に工場等が立地し稼働している範囲を除く。)

(岩手県)

市町村名	所在地番
洋野町	(角浜工業用地) 種市第39地割8-156、8-164、8-168
久慈市	(久慈地区拠点工業団地) 長内町第28地割105-252、105-253、105-255～105-257、105-259～105-261、105-263、105-264、105-304、105-305、105-307、長内町第35地割114-4、123-20～123-22、123-24、123-29 (久慈港諏訪下工業用地) 長内町第40地割113-1の一部、長内町第41地割102-1の一部
宮古市	(藤原ふ頭工業団地) 磯鶴第4地割113-5、113-6、114-5、115-1 (田老地区) 田老字青砂里53、53-2、70、75、76-1、77、100-1、100-2、101-1、103-1、104-1、104-4、170-6、田老字乙部3、11-1、12-2、12-3、13～16、31、34、38-1、39-2、39-5、41-2、48、59-2、59-3、60-1、61-1、85-1、86、246-9、246-14、田老字野原2-7、2-8、33-4、34-4、34-5、53-2、55-4～55-7、55-10、55-11、57-1、59-2、60-2、62-1、62-5～62-9、63-1～63-9、64、65-1、65-4、72、73-1～73-5、74、75-1、75-2、83-2、83-4、85-1～85-3、86-1、86-2、90、91-1～91-6、91-8、91-9、91-13～91-16、田老字川向158-9、179-1、182-2、185-5、186-1、187-1、188-1、188-3、192-4、193-1、195-1、田老二丁目1-1～1-12、2-1～2-2 (金浜地区) 金浜第2地割28-1、28-4～28-6、28-8、28-16、28-26～28-28、28-32、28-33、28-35～28-38、30、31-1、31-2、35、40-3、44-4、44-5、45-1、45-9、47-1、47-2、48、49-1、51、52-1、53、54-1、54-2、55-2～55-5、56、58、59-1～59-3、60、61-1、61-2、62、63-4、63-5、64-1、64-3、65-1、65-3、65-4、66～69、73-1、73-5、75、75-2、76、77-3、78～81、82-1、82-2、83、85-3、87-1、87-4～87-6、87-24、87-33、87-35、金浜第4地割20、24-1、24-3～24-5、24-7、24-8、25-1、26、27-1～27-3、30-2、31、32、32-1、32-3～32-6、33、60、65-1、65-2、65-5、72-1、金浜第5地割1-2、金浜第6地割1-4、1-5、2-1～2-4、6-6、7-1、7-3、8-1、10-2、10-5、11-1、11-3、21-6、21-43、21-45、22-1、22-2、24-2、30、金浜第7地割1-1、1-2、1-5、1-9～1-11、5-3、11-2、20-1、高浜四丁目2-3、3-2、15-36、30-1、32-2、33-2、35-1、37-6、47-3、47-10、201-1、202-2～202-4、202-8 (赤前地区) 赤前第4地割6-1、15～17、43-1、82-1、86、88、89、92-2、92-5、93-1、95-3、95-5、98-4、98-5、127-1、赤前第6地割5、10-1、11、12-1、12-3

	～12-5、13-1、15-3、20-1、22-6、30-2、30-6、31-4、35-3、35-4、64-3、66-3、69-2、74-1、74-2、赤前第8地割 124-7、202-3、202-5、202-6、205、赤前第9地割 28、32-1、42-4、42-5、44-1、44-2、45-1、45-2、46、赤前第10地割 28、29-1、32-1、32-2、33-2、33-3、赤前第11地割 6-4、6-5、6-8～6-12、6-13、6-14、7-1、7-2、7-10、8-1、10-5、10-6、10-9～10-11、11-9、11-10、11-12、11-14～11-18、14-3、14-5、14-7、14-8、18-2、18-3、19-2～19-4、20-1、23-1～23-3、23-8、23-9、24-2、24-3、赤前第12地割 7～12、15～19、20-1、20-2、75、76-2、79、80-1、80-2、81-1、81-2、82-3、82-6、赤前第13地割 2-1、3-1、3-2、10-6、16-2、16-8、20、20-1、20-2、津軽石第2地割 80-1、80-2、80-5、81-1～81-5、95-1、95-2、95-10、95-11、96-3、96-5、101-1、津軽石第7地割 31-2、51-1、51-2、52-1、53-1、53-2、56-1～56-3、63-2、66-2、70-11、70-14、82-1、82-5～82-9、82-11～82-13、82-17～82-21、82-23、82-25、82-26、93-1～93-3、93-6、93-9、津軽石第8地割 3-1、3-3、3-4、4-1～4-12、10-1、10-2、11-1～11-3、12-1、12-2、13-2、17-1、17-2、18、36-2、41-3、68-3
山田町	<p>(山田地区国道45号沿線区域)</p> <p>北浜町 401-1～401-3、402-1～402-18、403-1～403-3、404-1～404-4、405-1、中央町 501-1～501-7、502-1～502-13、503-1～503-13、504-1～504-4、505-1～505-10、506-1、506-2、507-1～507-4、509-1～509-15、510-1～510-9、511-1～511-5、512-1～512-6、川向町 501-1～501-11、502-1～502-10、503-1～503-10、504-1～504-7、505-1、506-1～506-13、507-1、508-1～508-13、509-1～509-7、境田町 801-1～801-5、802-1～802-13、803-1～803-3、804-1～804-5、805-1～805-8、806-1～806-17、807-1～807-11、808-1～808-7、809-1～809-2、810-1～810-6、811-1～811-3</p> <p>(田名部工業団地)</p> <p>豊間根 9-66、9-77-2、9-77-4、9-77-5、9-78、9-80-2、9-81-4、9-81-5、9-86-2、10-120-2、10-120-4、10-123-2、10-124-2</p>
大槌町	<p>(安渡地区産業集積地)</p> <p>安渡一丁目 6-3～6-5、6-7、6-10～6-12、17-1、17-4、17-7、17-11、17-12、17-14、安渡二丁目 1-2、1-5、1-9、1-11、安渡三丁目 1-9、1-12、新港町 2-6、2-11～2-14、2-16、2-17、2-21、2-29、2-32、2-33、大槌第21地割字薹川原 24-2、24-4、24-8～24-10、24-14、24-16、</p> <p>(被災跡地活用地(駅裏地区))</p> <p>小鎌第29地割字味屋前 81、90-1～90-5、91-1～91-5、92-2、93-2、94-2、95-2、96～97、101-1、101-2、小鎌第31地割字大須賀 29-29～31、29-42～45、33-2、33-4、33-6、33-8、33-24～33-26、栄町 1-1、1-5、1-6、1-19、1-22、2-2、4-5、4-30、7-2、8-2、8-4～8-6、9-4、9-5、10-2、10-3、11-2、12-2、13-1、13-2、14-1、14-4、16-4、17-2～17-7、17-9、18-3、18-4、18-6、20-2、21-2、21-3、22-2、22-3、23-2、24-2、25-2、25-3、26-2、26-3、27-2、28-2、29-2、29-3、30-1、30-2、30-4、30-5、31-1、31-5～31-7、32-5、32-8、33-1～33-3、33-8、33-9、34-3、34-4、34-7、34-8、34-10、34-11、35-8～35-10、35-14、37-1、37-4～37-7、37-9～37-14、37-17～37-19、38-1、38-2、38-4～38-7、38-10、38-11、39-2、39-6、39-11、40-1、40-2、40-6～40-8、41-1～41-3、43-3、43-4、44-2～44-10、44-12～44-22、</p>

	<p>45-1、45-2、46-1、46-4、47-1、47-2、47-9、47-10、47-12～47-15、53-1、54-3、60-5、63-2、63-3、64-2、65-2、66-3、66-5、67-1、67-3、67-4、68-1、68-5、68-7、69-1、69-3、70-1、71-8、72-13～72-16、73-5、73-6、79-2、80-1、80-3、81-1～81-4、84-1、87-6、89-1、89-6、89-7、89-15、89-16、90-1、90-4、90-6、90-7、92-1、92-11、92-12、92-14、92-18～92-20、92-23、93-10、93-11、94-3、94-6、94-7、95-8、95-10、95-13、100-3、101-5、101-6、101-8、102-3、105-8～105-13、109-6、109-8、109-10、109-16、109-18～109-20、109-29～109-32、109-34、109-45、109-48、109-50、109-61～109-63、109-65、109-66、109-69、109-71、109-74～109-76、109-78、109-82、109-88、109-89、109-92、109-93、109-99、109-100、109-103～109-108、109-114～109-117、109-122、109-124～109-126、109-132～109-139、109-144、109-148、109-149、109-159～109-162、大町 510-2、510-3、須賀町 2-1、3-1、3-4、3-5、4～7、8-1、8-2、9、10-2、11-2、12-2、14～16、17-1、17-2、18～26、27-1、27-2、28～31、32-1、32-2、33-1、33-2、34～37、38-1～38-4、39～41、42-1、42-2、43、44-1、44-2、45～55、56-1～56-4、57-1～57-4、58-1～58-10、59-1～59-4、60-1～60-4、61-1、61-2、62-1、62-12、62-13、63-1、63-2、64～65、66-1、66-2、67、68-1、68-2、69～73、74-1～74-5、75-1、75-2、76～78、79-1、79-2、80、81-1、81-2、82、83-1、83-2、84、85、86-1、86-2、87～90、91-1～91-3、92、93-1、93-2、94、95、96-1～96-3、97～100、101-1、101-2、102-1～102-3、103-1～103-3、104-1～104-4、105-1～105-5、106、107-2～107-4、108-1、108-2、109～116、117-1、117-2、118-1、118-2、119、188-6、188-8、188-10、189-4、203-2、204-2、204-4、205、206-1、207-1、211-18、212-8、213-8、215-19～215-21、215-23、215-38、215-39、215-50、215-58～215-60、217-60、219-2、219-7、221-1、221-2、221-6、221-14、221-17、221-27、221-28、221-36～221-43、221-46、221-50～221-53、221-56～221-60、221-62、221-65、221-68、223-1、223-7～223-10、228-1、228-3～228-9、229-2、229-3、229-6～229-10、229-12～229-15、229-18、229-19、229-21、229-22、229-32、229-33、229-35、229-36、229-38～229-41、233-9、233-11、233-19、233-20、233-22、233-23、241-2～241-4、241-9～241-12、241-14、241-15、241-17～241-19、241-31、241-32、241-45、241-48、241-49、241-53、241-74、242-5、263-13、266-3、266-9、266-58、301-1～301-7、301-15～301-18、301-21、301-22、301-28～301-42、301-44～301-48、302-1～302-3、303-1～303-6、307、307-22、307-23、310-105～310-112、310-29、310-62～310-64、312-3～312-5、313-3、314-4、314-8、314-9、314-21、315-4、315-7、315-8、335-3、335-6～335-8、339、375、376-1、376-2、377-1～377-4、377-7、377-8、382-1、382-23、382-32、382-35、384-1、384-6、389-2、390-2、大槌第 20 地割字柏木堂 12-2、13-1、13-2、13-4、14-1～14-3、14-5～14-7、14-10～14-12、14-14～14-20、14-22～14-24、44-1～44-3、45、大槌第 21 地割字墓川原 22-179、25、26-1、27-1、27-2、28-1～28-3、28-9、29、31、32、86、87</p>
釜石市	<p>(港町地区) 港町 2 丁目 51-41 の一部 (釜石北 IC 付近民有地)</p>

	<p>片岸町第1地割 6-6 (片岸町市有地) 片岸町第3地割 100、105、106 (鵜住居地区仮設小中学校跡地) 鵜住居町第3地割 12-1、12-5</p>
大船渡市	<p>(盛川右岸地区) 大船渡町字中港 3-2、3-3、3-16、大船渡町字砂森 1-2、1-12、2-2、2-12、 大船渡町字役科 1-2、1-7、39-2、堀川 36-2、47-9 (野々田地区) 大船渡町字野々田 2-4~2-9、3-1~3-5、3-10、3-15、3-17、3-20~3-24、 4-1、4-4、4-5、6-1、6-3、6-4、6-6~6-8、6-10~6-13、6-16、6-18、6-20、 6-25 (下船渡地区) 大船渡町字上平 39-1、40-1、42-1、42-4、42-5、43-3、44-1、45-1、45-2、 118-1、大船渡町字下平 52-3、55-1、55-6、57-1、57-3、57-5~57-11、64- 1、64-5、65-1、65-3、65-6~65-8、67-1、67-3、67-4、67-6~67-8、69-1、 69-5、69-6、96-1、大船渡町字砂子前 21、23、23-2、24-6、24-7、65-9、 65-11、65-14、87-2、87-5、88-3、88-5、89-3~89-8、90~92、93-2、93- 3、93-5、95-1、95-2、99-1、99-2、100、101-1、104-1、104-2、104-5、116- 1~116-3 (細浦地区) 末崎町字内田 86-2、88-1、88-4、88-5、89、90-1、90-3、91、92、93-1、 93-4、93-7、95-1~95-3、96、97-2、121-2、121-6、121-7、121-9、121-11、 121-12、121-21、121-28~121-31、121-34、138、139、154、末崎町字細浦 40-1、41-4、43-4、43-5、46-1、46-4、46-6、47-1、50-1、69-3、69-5、70- 3、70-4、71-1、72-1、74-1、76、138-1、138-7、138-8、138-11、138-12、 139-1、139-2、140-1、140-2、143-1、143-4、145-1、147-1、148-1、159- 21、159-22、205~208、227、末崎町字中野 128-2</p>
陸前高田市	<p>(滝の里工業団地) 竹駒町字滝の里 105-2、105-3、105-5~105-7、105-7、108-3、108-5、114- 5 (長部漁港水産加工団地) 気仙町字二日市 145、気仙町字田の浜 3-3、4-3、5-2、6-2、7-3、8-1、9-4、 9-5、42 (長部地区) 気仙町字湊 103、104-1、105~109、115-2、116-2、120、183、114-1、124- 4、124-5、124-10、124-11、110-1、111-1、112-1~112-8、112-16、113-1、 124-1、124-6、124-8、125-3、169-1~169-4、170-1、171-1、171-2、171- 5、172-1、172-4、173-4、173-9、173-10、173-12、173-15~173-17、175- 1、176-2、176-4~176-9、176-13、176-14、176-18、176-19、177-1、177- 4、177-5、177-7、177-11~177-15、177-18、177-19、178-14、178-35、178- 41、179-3、179-4、186-3、186-4、186-6~186-9、186-14、186-16~186-18、 186-20、186-24、186-26~186-28、186-40、186-49 (今泉北地区)</p>

	<p>気仙町字土手影 300～359、362～378、400～409、気仙町字木場 300～359、400～403、気仙町字奈々切 200～346、400～414、416～422、気仙町字中堰 600～723、800～811、</p> <p style="color:red;">(土地区画整理事業地 (高田南地区))</p> <p>高田町字森の前 135、152、184-3、184-4、高田町字馬場前 52-1、52-2、159、高田町字館の沖 117、119、159～164、165-1、165-2、166、170、171、172-1～172-4、173-1、173-2、174～176、183、184-1、185、187、188-2、188、189、高田町字並杉 1、5-3、5-5、16、22-1、22-3、34-1～34-4、39-2、39-3、46、48、63、67-2、68-3、70-1、70-4、75、76、78、88、91-2、102-2、110-1、110-2、111、112-1、112-2、113-1、113-2、124、125-2、126、127-2、129、131、134-1、135-1～135-4、136～138、140、141、143～149、152、153-1、153-3、153-5、162-2、162-3、高田町字砂畠 1-2、1-3、2-1、2-3、2-4、8-4、9-10、10-4、10-14、11-8、12-14、25、79-1、高田町字中宿 60-3、高田町字古川 1-3</p>
--	---

(宮城県)

市町村名	所在地番
気仙沼市	<p style="color:red;">(唐桑大沢地区)</p> <p>唐桑町港 76-1、76-5、76-12、76-13、132-1、132-6、133-9、133-20、134-10～134-12、136-1～136-3、136-7～136-11、137、137-4、138、139-1、139-3～139-7、140-1、145-1、145-6、145-7、145-9、145-10、146-2、146-3、146-6、146-8～146-11、147-1、147-3～147-5、148-1、149、149-6、150、150-2～150-5</p> <p style="color:red;">(只越地区)</p> <p>唐桑町上川原 1-3、1-5～1-16、1-24、1-26～1-30、1-32～1-36、唐桑町只越 51-2、52-1、53-1、53-3、54-1、54-2、54-4、55-1、55-3、56-1、56-3、57-1、57-2、58、59-1、59-2、60、61-1、61-2、62-1、62-2、63-2、63-4、64-2、67、69、69-2、70-1、75、75-1、76-4、78-1、78-3～78-5、79、79-1、80～82、83-1、86-1、86-4、87-1、88-2、88-3、89-6～89-8、89-13～89-19、90-1、90-4、91-2、91-5、91-8、91-10、91-11、92-1、92-3、94-2、94-4、95-2～95-4、95-7、125-3、126-1、127-1、唐桑町唯越 1-2～1-4、2-1～2-5、3-2～3-6、4-2、4-3、6-1～6-3、6-5、6-7～6-9、7-2、7-3、9-4～9-7、12-2、13-1、13-4、14-4、14-5、15-4、16-3、16-4、16-6、19-4、19-6、19-7、29-1、29-3、30-9、30-10、63-2、63-4、63-5、63-7、63-8、107-1、107-2、108、111、118、121</p> <p style="color:red;">(鹿折地区)</p> <p>錦町二丁目 36～39、39-1～39-4、40～42、43-1～43-4、44、45、46-1～46-3、46-6、46-7、47～49、52、52-1、52-9、新浜町二丁目 17、18、23-1、38-1、38-2、39～46、47-1、47-3～47-5、48～51、243、浜町一丁目 3-2、3-5～3-7、4～7、8-1、8-2、9-1、9-2、10、44-3、44-13、44-16、226-5～226-10、226-12、226-13、226-15～226-22、226-29、本浜町一丁目 1～5、6-1、6-2、7、8-1～8-3、9～18、19-1、19-2、20、21-1～21-5、22-1～22-3、23-1～23-6、24～26、27-1、27-2、29～32、32-1、33-1、33-2、34、34-1、35-1～35-</p>

	<p>4、36、144-1、144-2、145-5、145-6、145-9、145-10、145-12～145-22、145-31、153、本浜町二丁目 154</p> <p>(南気仙沼地区)</p> <p>川口町一丁目 22-1、22-2、23-1、23-2、24-1、24-2、25-1、25-2、26～30、31-1、31-2、32～38、39-1、39-2、40-1、40-2、41、42、43-1、43-2、44、45-1、45-2、46、47-1、47-2、48、49-1、49-2、140、141-1、141-2、142-1、142-2、143～151、152-1、152-2、153-1、153-2、154、155-1、155-2、155-4、155-5、156、157-1、157-2、158～160、160-2、161-1～161-3、162～170、171-1～171-3、172-1～172-3、173～180、181-1、181-2、182、182-2、183-1、183-2、184～192、193-1、193-2、194、195-1～195-3、196、196-2、197、198-1、198-2、199、200、201-1～201-3、202、203-1、204、205、206-1～206-3、207、208-1、208-5～208-10、209～211、212-1～212-5、213-1、213-2、214、217～219、227～234、川口町二丁目 1～37、38-1、38-2～38-4、38-6～38-9、40-1～40-3、58、75-2、76、96-1、96-2、97-1、97-2、98～101、102-1、102-2、103-1～103-3、104-1、104-2、105-1、105-2、106～108、109-2、109-3、118、122～124、125-1、125-2、126～128、朝日町 1-1、1-2、7-3、22-1～22-16、潮見町 31-1、潮見町二丁目 150～166、185、186、内ノ脇 475-2、475-3、赤岩港 160-2、168-1～168-3、168-5、168-10</p> <p>(松崎片浜地区)</p> <p>松崎片浜 53、55-1、55-3、55-5～55-8、58-1、58-3、58-5、59-1、59-2、59-4、59-7～59-10、60-1、61-1、61-3、62-1、62-3、62-4、63-1、63-3～63-5、67-1、67-2、68-1、82-2～82-7、83-2、84-1、84-4、85-1、86-1、86-2、87-2、87-3、88、89-1、90-1、90-3～90-6、91、92-1～92-4、93-1～93-3、93-5～93-8、94-1～94-7、95-1～95-4、95-6、96～98、99-1～99-3、100-1～100-3、101-1、101-2、102-1、102-2、103、104、106-1～106-5、106-7～106-10、106-14～106-16、106-18、106-20、106-22、106-32、106-34、106-36～106-38、106-42、106-45～106-58、106-60、106-61、106-63～106-68、106-75～106-79、106-81、106-85～106-88、106-103、106-153、106-154、106-156、106-157、106-159、106-161、106-165、106-170、106-176、106-217、106-227～106-229、106-250、106-260、106-270、106-299、106-347、106-354、106-356、106-365～106-369、106-371、106-380～106-382、106-384、106-393～106-399、106-401、106-404、106-406、106-407、106-410～106-412、106-415～106-417、106-419、106-422、106-423、106-425～106-434、106-439～106-441、106-450～106-454、106-461、106-470、106-475、106-477～106-479、106-484、106-489、106-490、106-491、106-494～106-496、106-498、106-505、106-514、106-534～106-537、106-548、106-551～106-559、108-1、108-2、109、110、111-1～111-3、111-6、112-1～112-3、113～115、117、126、127、127-1、128-1、128-2、129-1、129-2、131-1、131-2、132-1～132-3、133、134-1～134-4、135、136-1、136-2、137-1、137-2、139、140、140-1、140-2、141～144、147-1、148-2、150、151-1、151-2、152、153、154-1、154-3、155-1、155-3、156、156-2、157-1～157-3、158、159、160-1～160-5、161、162、163-1、163-2、163-4、164、165、165-1、166-1、166-2、168-2、169、171、172、173-3、173-4、175、176、179-1～179-5、179-7、179-8、179-10、180</p>
--	---

	<p>(波路上地区)</p> <p>波路上崎野 10、11、11-1、11-4～11-6、11-8、13～17、18-2、19-1、19-2、28-2～28-4、56-1～56-12、57-1、57-3、60、61、62-1～62-4、62-6、63、65-3、67-3、67-4、72-7、73-3、74、75-1～75-3、76、78-1、78-5、80-2、81-1、波路上瀬向 9-10、9-16、9-17、9-24、9-29、9-100、9-103、9-104、9-130、波路上内沼 6-1、8-1、9-9、9-11、9-12、11-3、12-1、13-1、13-2、14、15、31、32-1、32-2、33-7、34、34-1、34-2、39-1～39-3、40-1～40-3、波路上明戸 5～10、11-1、11-2、12、13-1、14-1、15-1～15-5、16-1～16-3、17-1、17-2、18-1～18-5、19、20、21-1、21-2、22、23、27、38-1、39-1、40～48、50-1、50-5、53-2、55-1、55-2、56-1～56-4、56-7、57-2、57-3、59-1、59-2、68-1、69-1、71-1、72、73-2、74～78、79-1～79-3、80、90-1、91-1、92、93-1</p> <p>(小泉地区)</p> <p>本吉町下宿 43-1、44-1、47-1、47-6、49-1、49-3、50、51-1、52-1、53-1、54-1、55、57、58-1、58-3、59-1、60、61-1、62-1、62-4、63-1、63-2、66、66-1、68-1、69、70-1、70-3、71、72-1、73、73-1、75、75-5、87-3、87-7、88-1、89、93-1、93-2、本吉町外尾 59、59-1、59-2、60、61-1、61-2、64-2、64-3、本吉町泉 3、3-1、4、5、7-1、10～13、13-2、13-3、14、15、17～21、23、24、26、26-1、27-1、28、29-2、29-4、29-5、32-1、32-2、44-1、47-1、48-1、50～52、52-2、54、54-2、55、56、56-2、57、76、77-1、77-6、79、79-2、80、81-1～81-3、82、83-2、84-1～84-3、85、86-1、86-2、87-1、88、88-2、89-1、90、92～98、99-1～99-4、100、100-2、101、112-1、112-4、113、114、114-2、116～118、120、121-1、122、123、123-1、123-2、124、125-2、126～128、130、132、133、134-1、135、136-1、137-1、138-1、139、140、本吉町平貝 25-1</p>
南三陸町	<p>(志津川地区)</p> <p>志津川字本浜町 201-2、202-2、202-3、202-8、203-3、203-4、志津川字十日町 203-1～203-11、204-2、205-7、206-4</p>
石巻市	<p>(石巻トウモロービジネスタウン)</p> <p>開成</p> <p>(石巻工業港、上釜南部地区、下釜南部地区)</p> <p>西浜町、重吉町、三河町、南光町一丁目 6-2、南光町二丁目、潮見町、南浜町四丁目 19-1～19-3、雲雀野町一丁目 7-1～7-3、146-2～146-5、雲雀野町二丁目、中島町、大街道東一丁目 8-19～8-26、8-29、8-30、9-8、10、11-1、11-3、12-1～12-3、13-2～13-4、42-2～42-4、42-7、44-1～44-4、45-4、45-5、45-7、45-8、46-3、124-7、124-8、159-4、159-13、大街道東二丁目～四丁目、大街道西一丁目 1-1、1-2、1-4、1-7、1-8、1-74、1-86、2-5、2-6、2-8、2-10、2-11、大街道西二丁目 1-3～1-6、1-69、1-70、1-73、1-89、1-94、1-97、1-106、1-108、1-131、1-132、1-143、1-168、1-170、1-172、1-173、1-177～1-179、1-199、1-246、1-260、1-263～1-265、1-267、1-312、1-317、1-323、1-324、1-335、1-355、1-362、1-408、1-538、大街道西三丁目 1-1、1-2、1-66～1-68、1-109、1-110、1-115、1-138、1-225、1-232、1-313、1-342、1-343、1-346、1-382～1-386、1-434、1-448～1-451、1-519、1-520、79、79-1～79-3、79-7～79-9、80、81-1、81-2、82-1、82-2、82-4</p>

	<p>～82-6、83-2～83-9、83-12～83-14、83-16～83-18、83-91、大街道南一丁目～五丁目、大街道北一丁目 53-4、53-5、53-9、57-2、57-4、60-1、60-4、60-5、61-1、61-3、61-4、61-13、61-16、62-1、63-1、63-2、64-1、64-3、64-4、64-8、64-9、64-13～64-15、64-18、64-19、87-2、88-1、88-2、88-4、89-2、89-5～89-9、89-12、90-4、大街道北二丁目 1、2-1～2-3、2-6～2-11、21-1、21-5、21-6、22-6、22-7、22-9、23-3、24-2～24-4、25-2、26-1、26-2、27-1、27-3、27-4、28-1、28-4、28-5、52-1、54-2、55-2、56-2～56-5、56-7～56-10、57-3、大街道北三丁目 21-2～21-5、21-8、21-9、21-11、21-12、21-14、22-2、23-3、23-4、23-6、23-8、23-9、24-2、25、25-2、27-5～27-7、35-2、35-3、35-5、35-7～35-16、35-19、36-1、36-3、36-4、37-1、37-2、38-2、39、40-2、40-3、41-2、41-3、41-5、新館一丁目～三丁目、中浦一丁目、中浦二丁目、三ツ股一丁目～四丁目、築山一丁目～四丁目、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、双葉町 1-4、8-1～8-3、11-2、13-2、13-3、13-5～13-11、13-13、13-15、13-16、13-20、13-22～13-25、13-27、13-31、13-33～13-36、13-39～13-42、14-1、14-3～14-5、14-7～14-10、14-14、14-16、14-20、14-22～14-25、14-27～14-30、14-32～14-57、14-59、14-60、14-65～14-76、15-2～15-32、16-2、16-4、17-3、17-4、17-6、18-1～18-3、18-5、18-7～18-9、18-11～18-13、18-15～18-26、18-28～18-33、18-35、18-40～18-57、19-1、19-4、19-5、19-8～19-10、20-5、20-6、21-1、21-6、26-2、26-4～26-11、27-3、27-5～27-7、29-7、29-8、29-10～29-12、30-1、30-5、30-8～30-10、90、門脇字一番谷地 1、2、3-1～3-3、4-1、4-2、5-1、39-2、39-3、41-1～41-3、41-8、41-18、43-7、43-8、44-5、46-1、46-2、47-1、47-2、48-1～48-9、49-1、49-2、50-3、51-2、51-8、62-6、62-7、64-26、64-28、64-31、64-47、64-48、64-55、64-57、71、門脇字二番谷地 1-4、1-6、1-7、6-2、8-3～8-5、8-7、13-33～13-35、13-113、13-137～13-140、13-272、13-382、13-418、13-618、門脇字鷺塚、門脇字下鷺塚、門脇字捨喰、門脇字浦屋敷、門脇字元浦屋敷、門脇字中島、門脇字明神 (湊・水産加工団地地区、湊西地区) 井内字井内、井内字井内山、井内字一番、井内字二番、井内字三番、井内字四番、井内字滝ノ口、井内字古屋敷前、井内字八幡山、井内字磯田山、大瓜字井内、新栄一丁目 43-1、44-1、44-2、65-1、65-2、66-1、66-2、67-1、67-3～67-6、68-1、不動町一丁目 1-2、37-2、74-2～74-9、135-1、135-5、135-7～135-11、135-30、136-2、136-8～136-14、136-16～136-19、136-21～136-24、136-26、138-1～138-20、138-22～138-28、138-30、138-31、138-33～138-37、138-39、138-41、138-43、138-44、167-2～167-20、167-22～167-34、167-36～167-40、167-49～167-51、167-53、167-55、167-56、167-61～167-63、167-66、167-68～167-73、167-75、179-2～179-4、179-6～179-9、179-11、190-1、190-7、190-8、197-2、207-1、207-2、256、不動町二丁目 1-2、5-2、14-1～14-12、14-15、14-16、14-18～14-26、14-28、14-29、14-31～14-39、14-41～14-43、14-45～14-53、14-55～14-60、18-1～18-25、33-1～33-4、33-6～33-18、33-20～33-27、39-2～39-3、64、64-1、64-9、64-11、64-27、64-41～64-43、66-1、66-2、66-5～66-13、80-2～80-13、80-16～80-27、80-29～80-31、80-33～80-40、80-43、80-45～80-55、80-57、80-58、81-3、81-5、81-6、81-8～81-11、81-13～81-15、81-17～81-19、81-</p>
--	---

	22、81-24、81-25、81-37～81-43、81-46～81-49、81-51～81-53、81-55～81-57、81-60、81-62～81-65、81-71、81-72、83-2～83-11、83-13～83-15、83-18～83-24、83-26～83-28、123-2、278、湊字隠里山 5-3、5-6～5-9、9-3、10-2、10-3、11-1～11-3、11-5～11-8、11-10～11-12、11-14、11-15、13、湊字根上り松 1-1～1-7、1-8～1-10、2-1、2-6～2-8、3-1、3-3、3-4、6-2、10-1、10-2、11-1、11-2、12-2、13、14-1～14-4、15-1、15-2、15-4～15-6、15-8～15-10、16-1、16-2、16-4、16-5、17～25、湊字鹿妻山 102-3、102-12、102-15、102-16、102-18～102-21、102-23～102-25、伊原津一丁目 205、205-1、206、湊字不動沢、湊字不動沢山、湊字鳥井崎、湊字藤巻、湊字葛和田山、湊字葛和田、湊字滝尻、湊字大門崎、湊字須賀松、川口町一丁目～三丁目、明神町一丁目、明神町二丁目、大門町一丁目～四丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、湊町一丁目～四丁目、吉野町一丁目～三丁目、松並一丁目、松並二丁目、魚町一丁目～三丁目
女川町	(水産加工流通施設用地) 宮ヶ崎字川尻 101、宮ヶ崎字宮ヶ崎 202、鷺神二丁目 7-4、小乗二丁目 14-1
東松島市	(ひびき工業団地) 川下字内響 132-10 (グリーンタウンやもと工業団地) 大塩字緑が丘四丁目 3-4、3-5、4-1～4-4 (大曲浜産業用地) 大曲字下台 48-3、48-4、49-1～49-3、50-1、50-2、51-4～51-6、52-1、52-2、52-4、53-1、53-3、53-4、54-1～54-4、55-1～55-6、56-2、56-3、57-1、57-2、57-4～57-7、58-1、58-3、58-4、59-1、59-4、61、62-1、62-2、62-5、62-6、62-9～62-11、63-1、63-2、63-4～63-12、64-1～64-3、65-1、65-3～65-7、66-1、66-2、66-4、77-1、78-1、78-3、79、79-2～79-4、82、83、126-3～126-6、126-9～126-11、126-14、126-17、126-18、126-26、126-27、126-31～126-33、126-36、126-39、126-40、126-41、126-44～126-47、126-53、126-56、126-61、126-62、127-1～127-10、127-13、127-22～127-29、132、134-1～134-12、135、137-2、405、大曲字土手下南 85、86、86-2～86-5、88、89、90-1～90-3、91、92-1、92-2、93-1～93-8、95-1～95-3、96-1、96-3、96-4、97-1～97-3、97-5～97-7、98-1、99-1、99-3、100、101-1～101-4、102、103、103-1、104-1～104-7、105-1～105-4、106-1、106-2、107-1～107-6、108-1～108-3、109～111、112-1、113-1、113-2、115-1～115-6、115-9、116-1～116-3、117-1～117-3、118-1、118-7、119-1、126、128、129-1、129-2、131-1、131-2、142-1、142-2、142-4、142-5、142-10、142-12、142-15～142-17、144-1、145-2、145-3、146、147-1～147-3、147-7、147-10、147-11、147-13、148～154、155-1、155-3～155-6、155-8、156、157-1、158-1、158-2、158-4、159、159-1、160、161-1～161-4、162-1、162-2、163、163-1、165-1～165-3、166-1～166-5、167-1、167-3～167-6、168-1～168-3、190、193～195、大曲字道下南 73-1、73-2、73-5、73-6、73-8、73-10、73-16～73-19、73-22～73-26、75-1、75-2、81、82、84～88、88-2、88-3、89-1、89-9～89-11、96-1、96-5、98、100-1～100-4、102、116-2、118-1、118-4、118-5、119、120-1～120-3、121-1、121-4～121-6、124-1、124-

	2、127-1～127-3、127-9、128、130、131-1、131-2、132-1、132-2、133-1、134、134-1、135-1、135-3、135-4、136-2～136-4、136-6～136-8
七ヶ浜町	(花渕浜地区) 花渕浜字上ノ山 97-3、97-4、98-2、98-4、106-2、108-3、花渕浜字館下 3-1、16-2、66-2、75-2、75-44、75-51、75-61、花渕浜字塚田 4-2、4-12、6-4、6-10、花渕浜字三月田 54
多賀城市	(八幡地区) 宮内一丁目 73-2
仙台市	(蒲生北部地区) 中野字牛小舎、中野字高松、中野字西原、中野字船入、蒲生字荒田、蒲生字北荒田、蒲生字西屋敷添、蒲生字二本木、蒲生字念佛田、蒲生字東屋敷添、蒲生字町、蒲生字屋敷、蒲生字山神、蒲生一丁目、蒲生二丁目 3-1～3-32、4-1～4-18、5-1～5-8、6-1～6-8、7-1～7-23、8-1～8-16、9-1～9-11、10-1～10-3、10-5～10-23、11-1～11-15、12-1～12-20、13-1、13-4、14-1～14-14、14-19～14-23、14-25、14-26、15-1～15-19、16-1～16-18、17-1～17-14、18-1～18-8、19-1～19-8、20-1～20-5、20-7～20-13、21-1～21-3、22、23-1～23-15、24-1～24-14、25-1～25-10、26-1～26-11、27-1～27-7、28-1～28-3、28-7、28-8、29-1～29-3、29-8、29-9、29-15、29-16、29-19～29-57、30-1～30-19、32-2、33～43、45～47、48-1、53～59、60-1、61、62
名取市	(閑上東地区) 閑上二丁目 81-1、81-2、82、83、135-1、135-2、136-1、136-2、137-1、137-2、138、139-1、140-1、140-3～140-5、141、141-1、143-1、143-3～143-5、144-1、145-1、145-2、146-1～146-4、147、147-1、149-1、150-2、151-3、151-7、152-1、152-3～152-7、152-10、152-11、152-23、152-26、152-27、152-35、152-41、152-44、153-1～153-4、154、154-2、155、156-1～156-3、157、158、160-1～160-4、162、162-1～162-3、163、164-1、165-1、166-1、閑上三丁目 1-1、2～5、6-1、6-3、7-1、7-2、8～11、12-1、12-2、13-1、13-3、14～30、31-1～31-3、33-2、33-3、34～44、45-1、45-2、46～48、50、52、106-1～106-3、107-1、107-2、107-5、165、167、168、171-5、173、234-6～234-8、234-10、234-12、240-1、241、242、243-1、243-2、245-1、246-2～246-5、246-9、246-10、246-14、246-19、246-23、246-24、246-26、246-31～246-36、246-41、246-44、402-1、402-2、402-4、402-5、412-2、413-1、閑上四丁目 1-1、2-1、4-1～4-6、5-1、12-1、14-1、15、15-1、16-1、17-1、18、19-1、19-2、20、22-1～22-3、23-1、24、27、27-2、28、29、31-1、31-2、32-1～32-3、33-1、33-2、33-7～33-9、39-1、39-2、42、43-2、43-3、43-5～43-8、43-10、49-1、52、54、55-1、56-1、58、60～64、67～72、73-1、73-2、74、75-1～75-4、76、77-1、78-1、78-2、79-1、79-2、80～83、84-1、85、86、86-1、87-1、87-2、99、100、101-1、101-2、102-1、102-2、103、104、105-1～105-3、106～108、169、169-1、169-2、169-4～169-6、170-1、170-2、397-2～397-5、397-24、397-32、397-33、398、398-1、398-2、398-4、398-5、398-7、475-1～475-8、480-10～480-12、480-18～480-20、480-27～480-29、480-36～480-38、480-40～480-44、480-48、480-49、480-53、480-54、480-57～480-80、480-83～480-85、480-125、480-127、480-130、480-137、480-139、480-142、480-174、480-179、480-198、480-

	<p>199、480-202～480-204、480-206、480-210、480-211、閑上五丁目 210-2、219～224、226～230、234～240、242～247、319、374、375-2、376～385、386-2、387、389、390、397、398、500、510-1、512、、閑上六丁目 66～85、87、88、94～98、101、102、104～110、112～125、130～137、152～157、158-1～158-8、158-10、158-13、162-1～162-5、163-1、163-10～163-12、163-16、163-2～163-9、178～180、182、183、185～188、190、193、194、196-1、196-3、196-10、201-1～201-4、201-6～201-11、202～211、213～217、250～256、258～264、264-4、265、265-1、266、268-2、268-3、268-5～268-18、270-1、271～298、327～333、336～341、341-1、342～355、356-3、356-4、357-1～357-3、359-1～359-3、359-5、359-6、359-10、359-12、359-13、370-1～370-12、400、400-1、400-2、400-9～400-11、閑上七丁目 3-1～3-3、3-5、7-1、8-1、8-2、9-1、9-2、9-5、10-1、10-2、11-1、11-3、73-1～73-8、73-11、73-12、73-14、76-1～76-4、77-1～77-6、77-8～77-11、78-1～78-4、87-1、87-6、88-3、88-4、89-3～89-7、89-9～89-14、95-2～95-5、129-1、129-5～129-8、166-3、168-1、170-1、170-2、171、172-1、175、176-1、176-2、176-4、177-3、196-14、204-10～204-13、204-5～204-7、207-1、208-1～208-3、209-1～209-3、209-6、211-16～211-18、214-1、214-2、279-22、302-1、302-2、304-1、304-5～304-9、306-1、307～310、321-1、379-1、379-9、379-11～379-16、379-18～379-21、379-23～379-27、379-29～379-32、1020、1022、閑上字庚申塚 120-1、120-2、121～124、125-1、125-3</p>
岩沼市	<p>(臨空工業産業用地)</p> <p>空港南一丁目、空港南二丁目、空港南三丁目、空港南四丁目、空港南五丁目、空港南六丁目、下野郷字北鳥屋場、下野郷字北猿子谷地、下野郷字北谷地、下野郷字中北谷地、下野郷字東北谷地、下野郷字中谷地、下野郷字花立、下野郷字西原、下野郷字西北谷地、下野郷字新関迎、下野郷字新南長沼、下野郷字菱沼、下野郷字新畠、下野郷字新田、下野郷字大松原、下野郷字新花立、下野郷字長沼東、下野郷字中野馬場、下野郷字汐入一、下野郷字新相野谷地、下野郷字東長沼、下野郷字中坪、空港西一丁目、下野郷字関迎 92-1、92-2、93-2、94-3、95-3、96-2、97-2、下野郷字指ノ下 17-1、17-2、18-1、19～22、23-1、23-2、24-1～24-5、58-1～58-7、59-1～59-4、60、61-1、61-2、62、62-1、62-2、63-1、63-2、167、168、下野郷字出雲屋敷 1-1～1-4、2、3、4-1～4-4、5-1～5-3、6-1、7-1、8-1、9-1、9-4、10-1、10-5、11-1、13、14-1、15-1、16-1、16-2、16-5～16-7、17-1、17-2、18-1、18-4～18-6、19、29-1、29-3、31-1、31-3、31-4、32-2、32-3、33-1、33-2、34-1、50～53、54-1～54-8、55-1～55-3、80、82～84、85-1、85-2、115、116-1、116-2、117-1～117-3、下野郷字新拓 1-4、60、83-1～83-7、86-1、86-3、86-4、90-1～90-4、94-2、97、104-1、104-3、104-4、107、113-3、116-3、117、117-2、120、123-1、123-2、127-1、127-2、128～135、136-1、136-2、137、143、143-2、149-1、149-3、149-4、150-1、150-3、150-4、151-1、151-3、152～154、160-1～160-3、169-2、170-1～170-7、174、176-2、176-3、177、177-2、179-2、179-5～179-8、179-10、180-3～180-5、183-1、183-2、186-2、189-1、189-2、190～197、198-1、198-2、199-1～199-3、204-1～204-4、207-3～207-5、210-1、210-3、211-1、211-3～211-6、212-1、212-2、213-</p>

	<p>1、213-2、214～218、219-1～219-3、220-1～220-6、221、231、231-1、231-2、231-4～231-7、232-1～232-3、233-1、233-2、234-1、234-2、235～242、243-1、243-3、244-1、244-3、244-4、245-1、245-3、245-4、246-1、246-2、247、248-1、248-2、249、250、252-1、252-2、253-1～253-4、254、257、258、264-1～264-4、265～267、268-1、268-2、269-1～269-3、270-1、270-3、270-4、271-1、272-1、273-1、273-2、274、275、276-1、276-2、277-1、277-2、279、280-1、280-2、281-1、282～286、287-1、289-1～289-4、290、290-1～290-5、291-1、291-2、292-1、292-3、292-4、293-1～293-7、302-2、303-1、303-3、333-1、334-1、335-1、353-3、355-1、356-1、356-4、356-5、356-7、356-8、356-12、357-1、357-7～357-13、357-15～357-18、358、359、360-1、361-1～361-4、362、363、364-1、364-2、365-1、365-2、下野郷字浜 45-1、45-4、45-5、45-16、45-21、45-22、下野郷字新菱沼 33-1、33-3～33-5、33-7、33-8、54-1、67-1、68-1、68-5、78-1、78-2、下野郷字中西 68-2、下野郷字北坪 4-2、4-3、48-2、58-2、73-2、73-3、74-2、74-3、75-2、75-3、76-2、76-3、77-1～77-3、78-2、78-3、79-2、79-3、80-2、80-3、81-2、81-4、81-5、82-2、82-4、83-2～83-4、122-1、127～131</p> <p>(矢野目西産業用地)</p> <p>下野郷字善願 1～6、下野郷字南坪 4-2、5-3、6-1、7-1、8-1、9-1、10-1、11-1、12-3、12-4、13-1、14-1、14-2、14-4、14-5、15-2、15-3、16、16-3、17、18、18-2、19、19-2、20、20-2、21、21-2、22、23-1～23-4、24-1～24-4、25-1、25-2、25-4、26、27-1、27-2、28～35、35-3、36-1～36-3、37、37-3、38、38-3、39、39-2、40-1、40-2、41、42-1～42-3、43、44、44-2、45～48、48-2、49、49-2、49-3、50、50-2、51、51-2、52、52-3、53、53-2、54、54-2、55～58、59-1、59-2、60-1、60-2、61～67、68-1、68-2、69-1、69-2、70-1、70-2、71-1、71-2、72～85、86-1、86-3、87～93、94-1、94-2、95～97、98-1、98-2、99～108、109-1、109-2、110-1、110-2、111-1、111-2、112～125</p>
亘理町	<p>(亘理中央地区工業団地)</p> <p>逢隈高屋字堂田 42-3、42-11</p>
山元町	<p>(東部地区)</p> <p>山寺字北頭無 186-5、189-1、191-1、192-1、196-1、199-1、200-1、200-5、201-1、205-1、212-1、213-1、213-2、213-4、215、219、220、223-1、231-2、233-1、234-1、234-2、235、237-1、山寺字須賀 1-180、山寺字花笠 1～4、6-1、6-2、7～39、69、山寺字白川 20-1、21、23-1、23-2、24-1、24-2、37-2、37-3、39、39-1、39-2、42-1、42-2、71、高瀬字花笠 7～9、10-1、15～17、21～26、29～40、43、46～49、51、56-2、57-1、57-2、58-1、58-2、61-1、61-2、62、70～80、83、84、86、高瀬字西北谷地 162-1、162-7、162-9、高瀬字東北谷地 20-1、20-2、高瀬字古谷地 1</p>

(福島県)

市町村名	所在地番
新地町	<p>(駒ヶ嶺工業用地)</p> <p>駒ヶ嶺字新林 115-1</p>

	(相馬港 5 号埠頭) 今泉字新港 2-1
相馬市	(相馬中核工業団地・東地区) 光陽二丁目 1-2、 (相馬中核工業団地・西地区) 大野台二丁目 1-4、1-6、1-18、2-1～2-7、2-30 (相馬南第二工業団地) 柚木字石橋 246、247
いわき市	(四倉中核工業団地) 四倉町字芳ノ沢 1-42、1-51～1-55、1-60、1-63、77-2、77-26、田戸 187-1、187-4、187-5、栗木作 192-1、192-16、192-17 (旧北部衛生センター跡地) 久之浜町末続字下長沢 17、18、29、54-1、54-3、55-1、61-2、61-3、63-2、坂下 51、 (山田インダストリアパーク) 南台三丁目 1-1 (内郷白水) 内郷白水町字長槻 1-3、桜田 9-6、浜井場 34-1～34-3、42、43、46-1、46-2、47～49、50-1、50-2、51-1、51-2、52-1、52-2、53～56、大神田 74-1、74-7、74-10、74-11、75-3 (泉玉露) 泉玉露二丁目 10-1 (好間工業団地) 好間工業団地 1-43、1-116～1-118、26-1、26-4～26-6
福島市	(松川工業団地) 松川町金沢字畠石 1-1、8-1、堀切 1-8、外手 3-8、3-10、3-22、3-24、地蔵田 1-1、1-24、土戸目喜 1-5、1-11、又丹百 1-1、 (上名倉工業団地) 荒井北二丁目 5-1 (福島おおぞうインター工業団地) 大笹生字鬼橋 1-1、柳町 1-1、1-9、12-1、20-5、24-2、台田 1-3、1-7、北鬼渕 3-7、10-6、北谷地 1-1、1-6、2-5、6-8、6-9、9-1、南鬼渕 4-2、塚田 10-2、成田 1-1、1-27、1-28、2-1、2-17、5-6、7-5、8-7、馬洗場 7-2、寺田 1-1、7-1、宮ノ前 2-1、2-10、25、宮ノ下 1-1
郡山市	(郡山西部第一工業団地) 上伊豆島一丁目 2、6、10-1～10-3、11-1、11-2、12、13、16～19、23、上伊豆島字入北 1-1、1-2、2、3-1～3-3、4-1、4-2、5-1～5-3、6-2、6-3、7、7-2、8、9-1、9-2、10-1、10-2、11-1、11-2、12～14、15-1～15-3、16、17、18-1、18-2、20-1、20-2、21-1、21-2、22-1、22-2、23～25、27、28、29-1、29-2、30-1、30-2、31-1、31-2、32、33-1、33-2、34、35、35-2、36～38、39-1、39-2、40-1、40-2、横峯 2、3-1、3-2、4～19、20-1～20-3、21、22、23-1、23-2、24-1、24-2、25、26、27-1～27-3、28～38、39-1、39-2、40～44、45-1、45-3、45-4、46、47、48-1、48-2、49～52、館 1-1、1-2、2-1、2-2、3～5、32、34、37、39～48、井戸ヶ作 24、25-1～25-3、26-1、26-

	2、27-1、27-2、28-1、28-2、34、35-45、36~42、43-1~43-3、44、45-1~45-3、46-1、46-2、47~50、51-1~51-3、52~54、55-1、55-2、56-1、56-2、57~59、60-1~60-3、61~72、80、81-1、81-2、83、86-1、86-2、87-1、87-2、88、104~106、107-1、108-2、109-1、馬立 9-1、94-1~94-3、97、108-1、111-1、北ノ沢 1、2-1、2-2、3-1、3-2、4~6、6-2、7~10、11-1、11-2、12~14、15-1、15-2、16、17、18-1~18-3、19、20、21-1~21-3、22~24、25-1~25-3、26~28、29-1~29-4、30~32、33-1、33-2、34~36、37-1、37-2、42、43、44-1、44-2、45、46、47-1、47-2、48、49、50-1、50-2、51~53、55-1~55-4、64、67、68、八人組 1~12、13-1、13-2、14-1~14-4、15-1、15-2、16、17-1、17-2、18、19-1、19-2、20-1、20-2、21~23、24-1、24-2、25、26、西畠 1~10、中森 1~40、41-2、45、伊豆島字橋下 29-1~29-3、30-1、30-2、長橋字沼ノ沢 1-3、1-39、1-85、1-86、1-110、1-116、1-117、反田 74-1、74-2、75-1、76-2、反田山 6-1、7、8-5、9、10-1、10-2、11-1、12-3、廻山 9-1、11-2、11-4、12-1、13-2、13-5、14-1、14-6、14-7、安子島字南山 1-184~1-186、1-200~1-202
白河市	<p>(郭内産業適地)</p> <p>郭内 130-18、151-29~151-43、151-46、151-47、151-49、151-60、151-125、181-30</p> <p>(工業の森・新白河A工区)</p> <p>豊地字牛房作 1~4、5-1~5-4、13、14、14-2、15~20、22~24、25、25-2、26~31、32-1~32-3、32-5、33-1、34-1、35、35-2、36~39、39-2、40~45、45-2、46~48、48-2、49~56、56-2、57~63、池下 1-1、2-1、3、5-1、6、6-4、36-2、38、38-2、羽根石 1-1、1-6、1-7、46-1、47、48-1、49-1、50-1、51-1、箭内小屋 1-6、1-13~1-15、米古沢 1-1、29、32~35、37、38、清水久保 10-1、11-1、12、13-1~13-3、14~18、18-2、19~25、26-1、26-2、35-1、36-1、38、39-1、40~46、47-1、48~53、54-2、55-5、55-6、56-2、御成場 25-4、27-2、27-8、32-1、34-1、35-1、37-1、40-1、40-2、41~48、49-3</p> <p>(旗宿産業適地)</p> <p>旗宿大久保 193、193 に隣接する国有林の一部、194、194 に隣接する国有林の一部、195-1、195-1 に隣接する国有林の一部</p> <p>(堂山業務用団地)</p> <p>大信増見字下川原 11-7</p> <p>(大信産業適地)</p> <p>大信隈戸字午房沢 1-1 の一部、1-1 に隣接する国有林の一部、1-2 の一部、1-2 に隣接する国有林の一部、1-3 の一部、1-3 に隣接する国有林の一部</p>
喜多方市	<p>(喜多方綾金工業団地)</p> <p>豊川町米室字古開 142-3、142-12~142-16</p>
二本松市	<p>(小沢工業団地)</p> <p>小沢字原 115-25</p> <p>(長命工業団地)</p> <p>長命 91-1、92-1、92-3、92-5、93-1、93-3、94-1、95-1、96-4、288-1~288-4、289-1、289-2、290-1、290-2、291-1、291-2、292-1、292-2、293-1、293-2、294-1、294-2、295-1、295-2、296-1、296-2、297-1~297-6、298-1~298-</p>

	4、299-1、299-2、300-1、300-2、310～314、315-1、315-2、316-1、316-2、317-1、317-2、318、319-1、319-2、320-1、320-2、321-1、321-2、322-1、322-2、323、324-1、324-2、325、326、327-1、327-2、328-1、328-2、329-1、329-2、330～332、334～337、338-1、338-2、339～357、361～365、369、370、372～378、381、383、384
田村市	(船引第二運動場跡地) 船引町船引字寺ヶ入 102-1、103-1、105-2、108-2、110-3、114-1
川俣町	(中山工業団地) 鶴沢字中山 1-12～1-15 (川俣西部工業団地) 鶴沢字雁ヶ作 92-2
会津美里町	(高田工業団地) 宮里 96、97
西郷村	(小田倉原産業適地) 小田倉字小田倉原 1-134、 (工業の森・新白河A工区の一部) 長坂字土腐 2-14
泉崎村	(泉崎中核工業団地) 泉崎字中核工業団地 359
矢吹町	(矢吹テクノパーク) 堰の上 259-48、259-63

以上